

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (4) (29. 3 定)			
日 時	平成 29 年 9 月 27 日 (水)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 6 時 0 0 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	新谷委員長、面野副委員長、松田・斉藤・酒井（隆行）・ 中村（吉宏）・中村（誠吾）・川畑・横田各委員		
説明員	市長、教育長、副市長、水道局長、総務・財政・産業港湾・ 生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・ 病院局小樽市立病院事務各部長・消防長・会計管理者・ 監査委員事務局長・農業委員会事務局長 ほか関係理事者 （選挙管理委員会事務局長欠席）		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 書 記 記録担当 </div>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に酒井隆行委員、川畑委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。秋元委員が松田委員に、千葉委員が斉藤委員に、濱本委員が横田委員に、佐々木委員が中村誠吾委員に、小貫委員が川畑委員にそれぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は民進党、公明党、共産党、自民党の順といたします。

民進党。

○中村（誠吾）委員

◎高島漁港区における観光船事業に係る許可について

まずは、このたびの代表質問での答弁において、安心した点がありました。適切ではなかったという認識を市長がお持ちであること。次に、是正措置をしなければならないという認識をお持ちであること。この2点について確認できたことは、代表質問をした意味があったように思います。

今回、面野議員の再質問でも、また仮定の話で答弁しづらいとおっしゃいました。前回も仮定の話には答えられないと言っていますが、これについては明確に指摘をしておきますが、単なる準備不足の言いわけにしか聞こえません。さらに、代表質問の答弁でも、条例違反の結論を想定した準備は何もしていませんでしたと答弁されています。この答弁は正直にお答えいただきましたが、災害を想定していませんでしたので準備していませんでしたと答弁しているのと同じなのです。今回の件について、条例違反の可能性は議会でも何度も何度も指摘していました。それでも結論を想定しなかったのは怠慢以外の何物でもありません。だから、恥ずかしいという感情をきちんと持ってくださいと言ったのです。猛省してほしいと思うのです。

結果論ではありますが、聞きますが、準備をすべきだったと今は思っていますか。

○（産業港湾）管理課長

高島漁港区での観光船事業に係る許可についてですが、これまで法令・条例に照らしまして、適正な行政手続を進めてきたものと認識をしていたところでございますけれども、コンプライアンス委員会からの調査結果が条例違反であると、想定していなかったことから準備は特に行われなかったということでございます。

○中村（誠吾）委員

準備の内容ですけれども、そもそもこのような案件は、許可するに当たって顧問弁護士に確認をしておくというのが当たり前です。条例違反という結論が出た段階の案件を持ってこられても、顧問弁護士ははっきり言って迷惑です。なぜなら、顧問弁護士も条例違反ですと言うしかないのですから。条例違反ということにならないために顧問弁護士は存在しているのです。わかりますよね。そこで、議会で分区条例の許可条例違反だと何回も指摘されても、第2回定例会の時点においても顧問弁護士に確認をしなかったのはなぜですか。何か相談できない理由でもあったのですか。

そして、二つ目ですけれども、確認もせずに、どうして適切だと主張できたのですか。お答えください。

○（産業港湾）管理課長

第2回定例会におきます質疑の内容としましては、経済常任委員会において委員の方からの御指摘により係船許可について本市条例に基づく港湾施設使用許可が適切であったか、顧問弁護士に確認をするように求められたところでございます。

その点について顧問弁護士に確認したところでございますけれども、第 2 回定例会時点においては、分区条例の許可について、そのような御質問が生まれませんでしたので、顧問弁護士に確認をしなかったところであり、特に相談ができなかったという理由があったわけではございません。

また、確認もせずに適切という主張をしてきたことについてですけれども、その時点では高島漁港区で観光船事業に係る許可については、法令・条例に照らし適正な行政手続を進めてきたものと認識していたことから、そのような適切であると答弁をしたものでございます。

○中村（誠吾）委員

これは、大変深刻な問題なのです。私、わかりやすく言いますよ。例えば、説明員の皆さん、市民から小樽市の法令解釈がおかしいのではないかという指摘があった場合に、特に調べもせず適切だと答える職員がいたら、市長は注意しませんか。市民が納得できるように説明してくださいと注文をつけませんか、上司として。どうですか。

○（総務）職員課長

例えば職員課にそのような電話が入った場合には、当該職員に事情を確認し、それで説明不足というような状況があれば、丁寧な説明を行うよう促すといった対応をとることになると考えております。

○中村（誠吾）委員

安心しました、当たり前だから。市長、階段に張ってますよね、私たちが目指す市職員と。今のたとえ話の市民を議会に置きかえてみてください。わかりやすいでしょう。市長がやっていることそのものと同じなのです、間違っているということは。

◎高島地区の観光船事業に関するコンプライアンス委員会報告に基づく是正措置について

次に、是正措置の話に入ります。まず、確認をします。分区条例上の許可。これ対外的には建築確認が許可だと考えますが、裁判において行政の処分行為が争われていて、その処分行為が違法と判断されるとどうなりますか。

○（産業港湾）管理課長

今、御質問のございました、裁判において行政処分行為が争われ、その処分行為が違法だと判断されたらどうなりますかということですが、実際に裁判が行われていないので、あくまでも仮にということでお答えをさせていただきたいと思います。

今回の分区条例の許可について、裁判の結果、違法であると判決が下された場合は、コンプライアンス委員会での調査結果の報告と同様に是正措置を講じなければならないものと考えますが、是正措置については、どのような法的根拠に基づいて行か、顧問弁護士に相談した上で対応を検討することになるものと考えております。

○中村（誠吾）委員

明確に言っておきます。皆さんもわかっているとおり、その行政処分の効力は指定されるのです。当たり前のことです。それで、今回、弁護士資格を持つ法曹の専門家二人が入ったコンプライアンス委員会でも分区条例の違反という結論を出したのです。裁判と同じです。これは法曹の専門家が行う裁判と同じぐらい尊重しなければならないと考えられませんか。

○（産業港湾）管理課長

小樽市職員倫理条例に基づきますコンプライアンス委員会の調査結果でありますことから、委員会からの御指摘については非常に重いものと受けとめております。

○中村（誠吾）委員

そうですね。そうすると、今回の是正措置はただ一つです。分区条例上の許可を全て取り消すことです。代表質問において、是正措置を具体的に示されないと答弁されているのですけれども、是正措置を示されない理由をお示しくください。

○（産業港湾）管理課長

代表質問及び一般質問の時点においては、顧問弁護士には是正措置についてどのような法的根拠で行っていくのかなどの見解を求めていたところでありまして、具体的にお示しできない状況でございました。現在も顧問弁護士に相談を継続して行っているところでありまして、さらに今後においても顧問弁護士の見解を伺う必要があると考えているところもあり時間がかかっているところがございます。

○中村（誠吾）委員

違うのです。私が前段で言ったこと聞いていましたか。代表質問では、顧問弁護士には法律上どのような措置が適切かを相談していると答弁されているのです。これも非常に不安なのです。どのような措置が適切かなど顧問弁護士は判断できますか。措置が適切かということ。市長が考えている措置が法律上適切かどうかを確認すべきなのです。前後が違うのです。市長が考えている是正措置はそれでは何種類もあるのですか。

○（産業港湾）管理課長

現在、是正措置を行う法的根拠やどのような是正措置を講じるかについては検討中ではありますが、今後、慎重な対応が必要となることから、顧問弁護士と相談しながら適切な対応を検討することになると考えております。

○中村（誠吾）委員

なるべく早く是正措置をしなければならないという認識のもとでは示したのですから、まず、今回の建物だけを考えるべきだと思います。また、問題を広げるということはコンプライアンス委員会の勧告をごまかすだけの対応になるのです。今回は、そのときの条例の解釈が間違っていて条例違反をして、結果として漁業者に迷惑をかけたということが本質なのです。是正措置と高島漁港区がどうあるべきかという問題や、分区条例自体の問題は切り離して考えなければならないのです。なぜなら、さきに産業港湾部長は石田議員の再質問に対して、通報事実に対する是正措置を最優先に取り組んでいかなければならないとはっきりと答弁されました。市長も是正措置は通報事実に対するものだけで考えるということによろしいですね。

○（産業港湾）管理課長

小樽港の臨港地区にはこのほかにも同様に分区条例に適合しないと思われる建築物があると想定され、全体の現況調査を踏まえ、どのような対処が適切か検討しなければならないものと考えておりますが、まずは今回コンプライアンス委員会からの御指摘のありました通報対象事実に対する是正措置、再発防止策を講じることを最優先に取り組む必要があると考えております。

○中村（誠吾）委員

前段のことはしないことにします。最優先だった、これですね。私は是正措置が法的には分区条例上の許可の取り消ししかないと考えていますが、何回も我が会派も言っている、各議員も言っている、道義的、政治的には大きな問題があります。何かというと、許可の取り消しに伴う損害賠償がその問題の中心となります。分区条例の許可を取り消して建築確認も取り消した場合、建物を壊す必要があります。事業者には損害が発生します。小樽市は損害賠償を支払う必要があります。

さて、その相手は市長の後援会幹部が経営する事業者ということによろしいですか。

○（産業港湾）管理課長

小樽市が損害賠償を支払うこととなった場合、その相手は御質問のとおり、その事業者であると承知しておりません。

○中村（誠吾）委員

顧問弁護士に相談しているということを答弁されていますが、取り消した場合の損害賠償が取り消しをした時期によって、金額が異なる可能性があるかどうかは聞きましたか。通常誰でも知っていることです。

○（産業港湾）管理課長

顧問弁護士には是正措置として事業者に撤去を求めた場合、損害賠償を相手から求められる可能性があるかと御意見をいただいておりますが、事業者がどのような賠償を求めてくるかが不明でありますので、取り消した場合の損害賠償額が取り消した時期によって金額が異なる可能性があるかどうかについて、顧問弁護士には確認をしております。

○中村（誠吾）委員

聞いていないなら聞いてください。大事なことから、損害賠償の根幹にかかわることだから。そして次の議会で報告をお願いします。聞きますよ。

次に、損害賠償額を決定するのは誰の権限ですか。そして、市長は今回の損害賠償額を決定する、または少なくとも影響力を行使できる立場にあるという認識はありますか。

○（財政）契約管財課長

損害額を決定するのは誰の権限かということでございますけれども、法律上、市の義務に属する損害賠償の額を定めることは、基本的には地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号に規定しております議会の議決が必要であります。ただし、損害賠償額が 1 件 100 万円以下の場合であれば、市長の専決ということになります。

また、少なくとも市長が影響力を行使する立場にあると認識しておりますかと質問ですけれども、損害賠償の額を定めるためには、本市の事務手続上、副市長を初め委員 11 名で構成する市長の補助機関であります小樽市市有財産等評価委員会というのがございますが、その中で損害賠償額の評価の決定が必要となっております。その後、市長は評価委員会の評価の決定を踏まえ、議会に提案すべき損害賠償額を最終決定し、議案を議会に提出することになりますけれども、先ほども申しましたとおり 1 件当たり 100 万円以下の損害賠償額であれば専決処分ですべて市長のみから決定することができます。

○中村（誠吾）委員

そう答えるだろうと思いましたが。市有財産評価委員会制度のことを聞いているわけではないです。皆さんお気づきだと思うけれども。今回の損害賠償は市民の税金から出します。その市民の税金を市長の後援会幹部が受け取ります。このような形になる可能性があるということを忘れないでください。以前、委員会の発言に関して、市長の後援会幹部から損害賠償を請求された事件がありました。そのときに小樽市が負けるはずのない裁判を敗訴させたり、市に不利な形で和解を結ぶことは背任に当たるということを指摘させていただきました。今回の構図も同じようなものなのです。さらに、今回は結果として市民の税金を原資とした損害賠償を市長の後援会幹部に対して支払う可能性が十分出てきているのです。小樽市民の怒りに火がつきますよ。市長はこのような構図の中で、自分が疑われる可能性が十分にあるという認識はあるのですか。

○（総務）総務課長

先ほど契約管財課長が答弁させていただきましたけれども、基本的にはそこに市長の判断の余地はないものと思っておりますが、あくまで市の不適切な事務執行によって損害賠償というものが結果として発生してしまった場合は、相手が誰であれ、市長が疑われる、疑われない、そういったものにかかわらず払わなければならないものは払わなければならない、そのように考えてございます。

○中村（誠吾）委員

これは正措置の項の最後です、言っておきます。偉そうに言います。まさに、李下に冠を正さずということをやっているのですよ。心して今回の処理に当たってください。

◎ふれあいパスについて

次に、ふれあいパスについて一点だけお聞きします。事業者との関係では、状況が変わったのは理解しました。しかし、具体的な金額である 1 億 5,000 万円を掲げて制度設計が必要と言っている以上、小樽市の財政的な位置づ

けになるのです。小樽市の財政は平成 27 年第 4 回定例会に比べて、かなり改善したということですか。半年で 2,600 万円、1 年間で 5,000 万円も多く出せるのであれば、なぜ、27 年当時は抑制しようとしたのでしょうか。小樽市のふれあいパスが小樽市の政策として優先順位が高いのであれば、その予算を否定するものではありません。しかし、ふれあいパスでこれだけのお金を使うということは、さらなる借金をするのか、5,000 万円分事業を縮小するかなのです。市長は借金で賄うのか、他の予算を削減して費用を捻出するのか、どちらにする予定なのか。

○（財政）財政課長

ふれあいパス事業に限らず、事業においては新規事業での増額とか、既存事業の増減という要素がありますけれども、これらのさまざまな財政需要が考えられますが、私たちで持っている財源の部分については、当然のごとく限りがございますので、今後の予算編成においても市税や交付税の動向、そして国や道などの財源状況なども歳入状況をよくよく把握するとともに、既存事業における検証などにも取り組みながら必要な財源を確保していきたいというふうに考えております。

○中村（誠吾）委員

財政規律を守ってもらうということは当たり前のことです、私もお願いしています。それはいいのです、当たり前です。最後に言うておきます。ふれあいパス利用者の皆さんのその実態と制度のあり方について、制度設計が必要と言われたわけです。ですから、今次の補正予算については考えがありますが、無条件で 2 年後、はっきり言いましょう、改選時期まで無条件で認めているなど民進党としては言いません。そういうことをつけ足させていただいて、私の質問を終わります。

○面野委員

◎ふれあいパスについて

きのうに引き続き、3 月 29 日に副市長が中央バスを訪問し、面談した続きの質問を始めたいと思います。

きのうの時点では、3 月 29 日、福祉部から課題が解決しない旨の報告があつて、副市長が直接中央バスと面談をするというようなお答えだったと思うのですが、その点よろしいでしょうか。

○副市長

3 月 29 日の時点では、主に建設部マターの法定協議会、このことがトップ会談の意見の違いということがあったので、それが背景にあつて 3 月末に中央バスからふれあいパスについても協定書が例年どおりは結べない、こういう話もありましたので、その二つの要素で常務のほうにアポイントをとったということでございます。

○面野委員

それでは、きのう最後の質問で途切れてしまったので、もう一度、そのときのふれあいパスに関してのことだけで結構なので、中央バス側の主張と副市長が面談でおっしゃっていた内容をお示してください。

○副市長

ふれあいパスのことにに関して、中央バス側は長年協力してきたと。しかし、小樽市内の赤字体質で、これはもう大変厳しい状況にあるので、何とか改定に向けて取り組んでいただきたい、総じて言えばそういう要望でございました。それから、私どもとすれば、大変厳しい財政状況にあるので、また、当初予算が当時議会に 3 月 29 日の時点でしたから、もうかかっていたという状況の中では、何とか平成 29 年度は現状維持ということをお願いをしたいと。30 年度に向けて検討させていただきたいと、そういう話でございます。

○面野委員

それでは、その場では解決の方向性ということでは見出せなかったという認識でよろしいでしょうか。

○副市長

解決の方向に向けてというよりは、どちらかというと双方の意見をお互いに、市は市の考え方、中央バスは中央

バスの考え方、その辺のすり合わせということでございました。

○面野委員

ちなみに、この資料によると、その日は常務と事業部長と面談というふうに書いていて、括弧して、副市長が訪問したことになっているのですが。このとき、随行した職員、また面談に同席したメンバーがこのほかにいるのであれば御説明ください。

○副市長

市側は私一人でございまして、相手方は常務と部長ということで 3 人で話をいたしました。

○面野委員

なぜ、一人で行かれたのですか。理由はあるのですか。

○副市長

私は誰かがついて来ているだろうということで、下において。

(「ついて来ているだろう」と呼ぶ者あり)

公用車が待っていたので、時間があって下に行ったら誰もいなかったので、すぐ電話で秘書課に誰かついて行かないのかと言ったら、いや、一人で行くことになっていますということでしたので、時間も時間でしたので、そのまま一人乗って行ったということでございます。

後で事情を聞くと、そもそもそのアポイントは建設部でとっておりました。その中で福祉部のふれあいパスの話もするというので、福祉部が私に誰かついて行きますかと言うから、福祉部は要りませんと、メーンが法定協議会で建設部マターでアポイントをとったものですから、私は建設部がついて行くものだというふうに思っていたので。福祉部にいいよと言ったのが、福祉部が建設部に、何か要らないと言っていたと、こういうふうな話を後で聞いたという状況でございまして、結果として私一人で行くことになったということでございます。

○面野委員

その辺については組織の市長と社長のトップ会談の中で、社長が言った、言わないですとか、そういったような不信感を市長に対して抱かれています。それで、そのときに副市長に不信感を抱かれていたかはわかりませんが、やはりどなたか随行して、その面談の内容というものの解釈の違いみたいなこともきのうおっしゃっていましたが、そういうことがないように、やはり一人で行かれるのはまずいと思うのです。その点だけ指摘はしておきます。

次に、ふれあいパスの件で副市長が 3 月 29 日面談を行ってきた内容というのは、庁内でどのように情報を共有されたのか、お示してください。

○副市長

情報共有というのは、行く前にはそれぞれ原部から、これまでの経過報告を受けていました。それは建設部、福祉部からそれぞれ。それから、その後、市長とこういう方向で進めてまいりますということで、方向性についての意思統一を図ったと。終わった後、建設部はこれまでのいろいろな文書のやりとりもございますので、その方向で進めるということで、その方向で話してきたので、帰ってきてから特に建設部に私から話した内容については言っておりませんが、福祉部には私から平成 29 年度は何とか現状維持でお願いをしたいと、29 年度中に 30 年度に向けて負担割合、期間の問題については検討させてほしいと、こういう方向で話してきたということは、私から伝えてあります。

○面野委員

では、その 3 月 9 日に一応口頭の合意と言われるものの内容とさほど変わっていないことを話してきたと、そういったことですね。そのときに、協定書の締結がされているか、いないかということは、副市長、御存じで伺ったのですか。

○副市長

私は、22 日に協定書の話は聞いておりました。

○面野委員

その話は、この面談の中では一切触れられず、言及ではなく触れられず。

○副市長

話の内容では協定書の話が出ていましたので、当面は従前同様にいきたいということで。協定書に文章として今後の方針を入れてくれという話でございましたので、そういうような意味で言えば、今年度は平成 30 年度に向けて検討させてほしい旨の記載になるかなということでは、協定書のことで話しております。

○面野委員

この経過を見ていると、3 月 29 日は意見交換というか、お互いの意見を述べ合って終わっていたということですが、その後、副市長はふれあいパスに関して、どのような指示を庁内で出して、どういうふうに解決していこうとしたのでしょうか。それとも、ただ、こういう話を受けてきたからというだけで、何も指示は出されていなかったのですか。

○副市長

協定書の中にどういう文言で盛り込むかということがございましたので、そういう方向で協定書に盛り込んで、向こうと今年度は合意のとおり平成 30 年度に向けて検討する旨を協定書に書くということで折衝するようということでは指示をし、それを 4 月に入って提出したというふうに認識しております。

○面野委員

それでは、協定書の締結に至っていないということを市長はいつ知られましたか。4 月 1 日の事業がスタートする前か後かで結構です。

○市長

私が協定書の案件において 4 月 1 日以前に知っていたかどうかということですがけれども、4 月 1 日以前は知りませんでした。

○面野委員

なぜ、副市長はそのような大事なことを市長にお知らせしないのですか。

○副市長

先ほど申しましたけれども、3 月 29 日にアポイントをとっていましたので、その前段で、こういうことで伺いますといったときに、私とすれば多分、協定書が結べていない、その中身は額が今までどおりにはいかないと、期限をつけてやってくれというようなことの要望があったけれども、私どもとすれば平成 29 年度中は従前同様、30 年度に向けてということで伺ってまいりますというふうに、私自身は、これも記憶なので、協定書のことを市長にはっきり言ったかと言われると、その内容は言ったのだと思うのですがけれども、市長は協定書そのものがあるかどうかということも決裁で行かないものですから、協定書のイメージはなかったと。そういう額で折り合わない話は、そのときに市長と話しておりましたので、そのことは市長は認識していたということでございます。

○面野委員

副市長、でも今の御説明だと、協定書の締結とはそんなに大切なことではないというようなニュアンスにも聞こえますけれども、副市長はやはりそういう認識で市長に 29 日行ってくる旨をお話ししていたわけなのですか。

○副市長

29 日の時点で、先ほど申しましたけれども、主に建設部マターの法定協議会の話で……

(「それはいいです」と呼ぶ者あり)

してましたので、それと年度末になって中央バスから、ふれあいパスについても従前同様の協力はできないと

いう話があったということがございましたので。協定が結べないというよりは、協定書の内容についてどういうふうにするかについては、前も答弁してはいたけれども、事業の実施については、4月からは従前同様で行われるということがありましたので、協定書の内容についてどういうふうな内容にするかを継続して協議をするという話でございましたので、これから協定書の具体的な内容については、今後詰めるという認識でございましたので、協定書の結べなかったことの重大性というよりは、事業の実施が従前同様4月1日からされたまま、今後、協定書の内容については具体的に検討していくと。その内容について、どう向こうと折り合っていくか、そのことが大事だという認識ではおりました。

○面野委員

今のような御説明を市長にしたのであれば、市長はそこで協定書が締結されていないと、ぴんときませんでしたか。

○市長

市とさまざまな団体と連携協定等とかというものは、今までも私の就任してからもありますけれども、基本的には協定というのは、その当初のときに結ぶものというふうに認識をしておりますので、協定が毎年更新されているという事実を私は知りませんでしたから。ですから、もともとその協定が、ふれあいパスを始めるときに市と中央バスで結ばれているもの、私はその協定書はそういう認識でありましたので。先ほど、副市長からお話があったように、その協定を毎年決裁として市長までは残念ながら上がってきておりませんので、毎年協定書が更新されていることそのものも、私はそのときには知りませんでしたから、そのお話を聞いてぴんとくるということは残念ながらありませんでした。

○面野委員

市長、きのう佐々木委員からもふれあいパスに関して、少々認識が軽いのではないかと。やはりふれあいパスに関しての知識というものがなかったのではないですか、こういうものが存在していることを知らないとか、報告も受けていないとか。これは本当に軽く見ている。今のは本当にふれあいパスに関して、社長に対してもそうですし、ふれあいパス事業に関しても軽く見ているという発言にとられかねませんけれども。市長、もう少ししっかり、これは多分、中央バスの関係者の方も聞いていると思うので、知らなかったでは済まされないと思いますが、いかがですか。

(発言する者あり)

(「おかしいわ」と呼ぶ者あり)

(「小樽市の事業だぞ」と呼ぶ者あり)

○市長

今の発言をもって、ふれあいパスに対しての考えが重い、軽いということではないと思っております。協定そのものにおいては、先ほどもお話しさせていただいており、私が就任して以来、大学であったりさまざまなところと協定書を結んでおります。災害協定であったり、さまざまな協定ありますが。

(「それは違うよ」と呼ぶ者あり)

(「違うよ」と呼ぶ者あり)

やはりその協定は、当初に結ばれるものと認識をしているところでございます。

つまり、ふれあいパスにおいても、その当時、ふれあいパスを始めるときに協定というのは市と事業者と結ぶものというふうに思っておりますので、内容においてどう更新するかということは毎年行われる、それは私なりににも認識はしておりましたけれども、

(「認識、どっちですか」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

それがその協定を毎年、話し合いがそのように行われているということ、それについては認識をしておりますけれども、その協定が毎年その始まる前に結ばれているということ自体においては、私は把握はしておりませんでしたので、先ほどの副市長の話聞いて、協定書においてのことによってびんとこなかったかと言われましても、私自身はそのように思っておりませんでしたので、びんとくることはありませんでした。

○面野委員

まず、要約すると、副市長は現状を市長にお話ししたけれども、市長は、そんな協定書だとか、そういうものがあるとは知らなかったと。では、協定書があって、それが締結していないということはいつ知ったのですか。

(「そんなこと原部でありえるのか」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○市長

正確な日を今確認していましたが。私自身がそのことを、いわゆる毎年更新されるものだと把握できたのは5月18日でした。

(「そんなことあるのか、市長、副市長、原部であります」と呼ぶ者あり)

(「おかしいわ、だって27年、そうしたら」と呼ぶ者あり)

○面野委員

次、質問を変えますけれども。

支出根拠について本会議の中で私は質問しました。専決事務規則ですか、これを根拠にということだったのですが、これについて少し詳しく御説明ください。

○(福祉)地域福祉課長

支出の関係になりますけれども、まず、協定が締結されておきませんので、このことを文書で残すために、平成29年4月17日付で29年度ふれあいパス事業に係る運用及び支出についてという件名で起案をしました。それを4月27日に内容を市長に説明した上で、副市長と会計管理者までの決裁を行いました。

○面野委員

今、おかしな発言だったのですけれども。4月17日付で平成29年度ふれあいパス事業に係る運用及び支出について起案をつくったと今課長がおっしゃった。それは内容を市長に説明した上で、副市長と会計管理者まで決裁を行ったものと御説明でしたけれども。

○(福祉)地域福祉課長

済みません、訂正します。4月17日付で起案をつくりまして、市長に説明した日は4月27日で、決裁が終わったのが4月27日です。それと実際の支出手続につきましては、小樽市財務会計規則第51条第1項に支出負担行為の整理区分と規定されておきまして、読み上げます。財務会計規則第51条、「支出負担行為として整理する時期、当該支出負担行為の範囲及び当該支出負担行為に必要な主な書類は別表第1に定めるとおりとする」と規定されておきまして、その中の別表第1によりますと、支出負担行為に必要な書類は扶助費については支出内訳書と請求書となっております。この必要書類については確認できましたけれども、協定が締結できていない異例な形であるため、小樽市事務専決規程第5条第1項第4号の「疑義のあるものまたは将来紛議もしくは論争のおそれのあるもの」の規定による専決の特例により、専決者の上司であります副市長の決裁をとり、事務処理を行っております。

また、会計管理者においても、重要または異例なケースであると判断し、小樽市会計管理者事務専決規程第3条の規定による専決の特例により会計管理者の決裁を経て処理を行ったところであります。

○面野委員

今、地域福祉課長の御説明によると、支出負担行為、これを行うために起案をしなければいけないのですね。これはもう、皆さん周知の事実だと思うのですが。これを行った日付が4月27日、ということは、この起案というの

は、普通、市長までももちろん届くものですよね。ただ、市長はこの 4 月 27 日の時点で、こういう起案を受け取ったということは、締結されていないということを知っていたということになるのではないですか。先ほど 5 月 18 日ということになっていましたが。

○副市長

専決規程によりまして、本来は部長で終わる決裁が特別なこととして副市長まで、私まで上がっていたということで市長には届いておりません。

○面野委員

では、起案は仮に届いていなかったとしても、このような異例のケースをやはり市長に報告する義務はないのでしょうか。

○副市長

私とすれば、決裁権者ということで決裁していましたので、支出の特例でございますので、支出上の問題ということでございましたので、そのことに関して特に私から市長に報告したということはございません。

○面野委員

先ほどの課長の御説明ですと、4 月 17 日に起案をつくって、内容を市長に説明した上で、その決裁は副市長と会計管理者で行ったということですが、市長、これは御説明されていたということですが、御説明を受けていなかったですか。

○市長

私に対しての質問は協定書ということにおいてだというふうに思っています。先ほど答弁させていただいたように、協定書が更新されていない、結ばれていないということを正確に把握したのは、先ほど言ったように 5 月 18 日です。ただ、それまでの間においても、先ほど副市長のお話がありましたけれども、中央バス側とそのようなやりとりがされていて、ふれあいパスにおいても今後どのように進めていきますという報告であったり、またそのような中央バス側とそれにおいて取りまとめられていないというお話におきましては報告は受けておりましたので、それについては今までも担当からも話をさせていただいたとおりでありますけれども、こと協定書における今年度、更新をしなければならないということにおいてされていないということを正確に把握できたのは 5 月 18 日でございます。

○面野委員

何で、ではこうなったかということ、市長、疑問に思いませんでしたか。普通であれば、このような支出行為を起案で起こしてくることはあり得ないわけではないですか。それで何で市長、そこ従前どおりだということでのみにしたのですか。何かおかしいということ。

(「説明したんだから、説明したって言ってるんだから」と呼ぶ者あり)

○委員長

起案とその、いいですか、面野委員、説明したほうが。

○面野委員

市長、これ 27 日に、今、課長から御説明あった、説明を受けたというのは、事実ですか。

○委員長

27 日に説明したということで、起案について。

○面野委員

27 日に。決裁日と言っていましたね。

(発言する者あり)

(「原課が説明したと言っているのだから」と呼ぶ者あり)

(「原課うそつかないべや」と呼ぶ者あり)

(「支出の特例の話、協定書」と呼ぶ者あり)

(「そこ、イコールじゃないですか」と呼ぶ者あり)

(「協定じゃないんだって、支出負担の、説明したんでしょう」と呼ぶ者あり)

○委員長

整理できませんか。起案と協定書とごっちゃにしているのではないですか。違うのですか。説明を受けたか受けないかですね。

(「決裁はいいんだって、副市長だってわかるけど」と呼ぶ者あり)

時間が必要ですか。

(「調整すれや、原課と調整すれ」と呼ぶ者あり)

○市長

ごめんなさい。記憶の話になってしまうと、また混乱してしまいますので、確認をしようと思って今確認したのですけれども、具体的な日付が 4 月 27 日かどうかというのは、ごめんなさい、私は今把握できておりませんが、原部でそのようにお話しされているというのであれば、その日であったかというふうに思います。

(「記憶にない」と呼ぶ者あり)

○面野委員

市長、記憶にないのは、それはそれで問題だと思いますよ。これだけふれあいパスで市の協議したいことと中央バスの協議したいことが平行線をたどっている中で、こんな大事なことを記憶がなかったということは、中央バス側が聞いたらどう思われますか。しかも支出の根拠を説明しに来たわけですよ、締結されていないものを。その記憶がないのに、5 月 18 日というびたりとした記憶があるのは、少しおかしくありませんか。

○委員長

市長に申し上げます。時間が必要ですか。今のことについて整理する。

(「原部と整理して」と呼ぶ者あり)

○副市長

時間はかからないと思いますので、この場で少々原部と調整させてください。恐れ入ります。よろしくお願いいたします。

○委員長

若干、この場で休憩いたします。

休憩 午後 1 時 56 分

再開 午後 2 時 00 分

○委員長

それでは、休憩を解きまして、答弁をお願いします。

○市長

済みません、改めて日付を確認しましたがけれども、4 月 27 日に原部から説明を受けていたところでございます。私自身、その説明の中で認識していたのは、特例における支出行為が行われるということでの説明を受けたということで、はい、そういうことでございます。

(「そういうこと」と呼ぶ者あり)

○面野委員

そういうことですが、協定書の締結に至っていないということは、市長は気づかなかった、知らなかったということですか。

○市長

私自身としては、そのときにはしっかりとした把握ができていなくて、先ほど言ったように正確に把握できたのは 5 月 18 日のときだったかというふうに思っております。

○面野委員

それでは、先ほど市長はふれあいバスの協定書を毎年結ぶものだとは知らなかった、そんな旨のお話をされていましたが、昨年度、平成 28 年度のふれあいバスの協定書、これは結ばれていると思うのですけれども、これはどなたの目を通して、どういったような手続、押印するものなのか、どういったものか御説明していただいていますか。

○（福祉）地域福祉課長

例年の協定書の締結の決裁は福祉部長までになっています。

○面野委員

それでは、先ほどの支出行為に關しての決裁の押印というのは副市長までなのですか。

○副市長

私でございます。最終決裁権者ということで言えば私でございます。

○面野委員

今、さまざま記憶違いですとか曖昧な答弁がまた繰り返されていましたが、いずれにしても、やはりこういった大切というか、問題を抱えていることに関して、庁内でも全然情報共有ができていないという認識を私は受けました。副市長は大切なことを市長に伝えていない。市長はそんなことは知らなかった。ただ、こういった支出行為の起案書が来たけれども、市長は市長で今おかしな状況だということも気づかず。

（発言する者あり）

そうであれば気づくはずです。普通、そこで説明に来たときに、何でこんな状況になっているのだという説明を原部に求めるのが当たり前ではないですか。

○副市長

支出の特例のことに関して言えば、私のところに決裁が来て、その決裁を私が押印し、このことが重要なことなので市長にも説明しておいてくださいということで原部が市長のところに説明に行ったということでございます。市長は、決裁が終わって、市長が決裁権者でないものですから、こういうことにしましたと、恐らく口頭で報告を受けて、そのときに協定書の話ではなくて支出の特例があったということは認識しているけれども、協定書の話までは認識ない、そういう経過でございますので。情報共有ができていないということではなくて、それぞれの段階で、報告がなされたということでございます。

○面野委員

市長、最後に一言あれしますけれども、原部、原課が訪れて説明を受けたのは間違いないと先ほどおっしゃっていますよね。それで、こういう異例な起案が副市長までの決裁でされましたということに関して、何も疑問に思わなかったのですか。何でこういう事態になっているのだということが、全く疑問に思わず、わかりましたよというような、そういったような報告になったのですか。やりとりになったのですか、原部が説明しに来たとき。

○市長

今までもお話しさせていただいているように、中央バスは、ふれあいバスの負担割合を変えてほしいというお考えをずっとお持ちであったというふうに思っておりますが、こちらは現状維持で続けたいというお話、その兼ね合

いの中で調整がし切れていないという観点においては、私自身も問題意識も持っておりましてし、何とかしていかなければならないというふうに思っておりますので、今、面野委員が言うような観点においては、私自身もそういう認識を持って対応していたと思っておりますのでございます。

○面野委員

いずれにしても、本当に疑わしい点が多々あるというふうに感じました。それで、庁内での情報共有もままならない状況なのだというふうにも思いましたが、ただ、やはりそういう異例なことが起きているということは皆さん、原課を含め市長、副市長もそこは思っていたと思うのです。それを、やはり 4 月 27 日の時点、また、先ほど市長が 5 月 18 日に締結されていないということがわかったという時点で、やはり議会に報告しなければいけなかったというふうに思うのですが、その点、第 3 回定例会を開いてここまでいろいろな議員の方が質問されてきましたけれども、今でもこのタイミングが正しいのだというふうに言えますか。

○市長

先ほど副市長からも答弁がありましたけれども、私たちといたしましては、平成 29 年度はもうこういうぎりぎりの状況でしたので、やはりこの状況のままでスタートし、できれば 29 年度中はこのままであります。そして 30 年度において、その負担割合を変えるということについての協議を副市長に中心となってやっていただくというふうに市としては考えていたところでありましたので。つまりは 30 年度に向けた協議・調整を図っていく中で、最終的に皆様にご説明ができればと思っていたところでございます。しかしながら、結果として中央バス側の考えと市側の考えを折り合わせた中で、最終的にこのふれあいバスを継続していくという案件の中で、このたび最終的に 8 月に中央バスが負担割合を抱えているものを市で受けざるを得ないという判断が急遽決まったということもあって、最終的に補正予算を組む時期、それに合わせて説明をしなければならなくなったということから鑑みますと、確かに時間的にはタイトであったと思っておりますけれども、このタイミング以外に説明するタイミングはなかったのではないかと認識をしているところでございます。

○面野委員

今、市長はいろいろおっしゃっていましたが、ほぼ皆さん、議会に対する報告の遅さですとか、経緯に関しても疑わしいというふうなお話になっていますが、これ本当に幾ら時間を割いてもなかなか本質の部分が見えてこないのかというふうに今感じています。

まだあすも委員会、協議する時間が残っていますので、しっかりとした答弁を、わかりやすく、余り市長も語らずに答えていただけるようお願いして、私の質問を終わります。

○委員長

民進党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

公明党に移します。

○松田委員

質問に入らせていただきますが、その前に一言述べさせていただきます。

今、民進党の質疑を聞いていて、本当に市長、こんなのがいいのでしょうか。私、本当にあきれてしまいます。何か責任が余りにもないような気がします。今回、私はふれあいバスについては、また出番がありますので、そのときにやらせていただく予定でありましたけれども、本当にもう少しきちんと真摯に向き合って。市長はよく真摯に向き合うと言いますが、今話を聞いていても、小樽市長という、いくら聞いたとか聞いていないというよりも、市長の公印を押すものですから、きちんと自分自身の責任を感じていただきたい、そのように思っております。

ます。

◎空き家の見守りサービスについて

では、最初に、空き家の見守りサービスについて、質問させていただきます。

かねてから問題になっていた空き家につきましては、平成 27 年 5 月に空き家対策特別措置法が完全施行されて、その対策について少しずつですが動き出しました。そこで、現在、市が押さえている市内の空き家はどのぐらいで、そのうち管理が行き届いていない空き家はどのぐらいあるのか、最初にお聞きいたします。

○（建設）山岸主幹

現在、市が押さえている空き家の件数ですけれども、平成 27 年度に行いました空き家実態調査によりますと、市内全域の空き家の総数は 2,423 件で、そのうち管理の状態が悪いものが 386 件となっております。

○松田委員

それで、空き家に対する相談件数というのは、どのぐらいありますか。そして、そのうち管理が行き届いていないことによる苦情等はどのぐらいあるのか、その点についてお聞きいたします。

○（建設）山岸主幹

空き家の相談件数ということでございますけれども、昨年度の実績で 207 件ありまして、そのうち管理が行き届いていないことによる苦情相談は 116 件です。また、今年度につきましては、年度途中の実績でありますけれども、相談件数が 96 件、そのうち管理が行き届いていないことによる苦情相談が 76 件であります。

○松田委員

そのうち、所有者や相続人が判明している空き家はどのぐらいありますか。

○（建設）山岸主幹

所有者や相続人が判明している空き家の総数ということでございますけれども、昨年度の相談件数 207 件のうち所有者や相続人が判明しているものが 175 件、今年度の相談件数 96 件のうち所有者や相続人が判明しているものは 86 件です。

○松田委員

たとえ所有者が判明していても、所有者が市内に在住していない場合、なかなか管理が行き届かないというのが現実問題として挙げられていると思いますけれども、所有者や相続人が市外在住である空き家はどのぐらいあるのか、その点について押さえていたらお聞きいたします。

○（建設）山岸主幹

所有者や相続人が市外在住である空き家ということですが、空き家の所有者につきましては、一人の場合は市内・市外という区分けができるのですが、多人数の場合もありますので、一概に市外在住の件数をカウントするというのは難しいのですが、所有者全体、多人数の場合、一人の場合も含めて市外在住の所有者というのは、おおよそ 7 割程度いるというふうにカウントしております。

○松田委員

市内にいれば管理の目が届く部分もあると思うのですが、その管理が行き届かないことの解消法として、ことしからシルバー人材センターで新たな取り組みとして空き家や空き地の見回り業務を始めたというふうに伺っていますが、その業務内容についてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）山岸主幹

シルバー人材センターの空き家・空き地の見回りサービスの業務内容についてですが、家の外側から家屋敷地内に問題がないかを目視により確認します。具体的な確認内容については、家屋については屋根、外壁、窓などの破損、積雪の状況。それから敷地につきましては、雑草や庭木、不法投棄などの状況、その他郵便受けなどの状況となっております。また、点検終了後に現況写真つきの報告書を依頼者に送付いたします。見回り 1 回につき

2,500 円で請け負うというものでございます。

○松田委員

ことしから始めたというその業務ですけれども、現在までどのぐらいの方がその業務を利用しているか、利用実態を押さえていたらお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）山岸主幹

本年 4 月からこのサービスが始まっておりますけれども、現在までのところ利用実態は 2 件と聞いております。

○松田委員

もし、今、事業が始まったばかりですので、それでも 2 件あるということですが、この業務を利用した結果、管理の改善がされたとか、また解体がなされたなど、見回り効果があらわれたケースというものはあるでしょうか。その点についてはいかがでしょうか。

○（建設）山岸主幹

見回りの効果ということですが、シルバー人材センターに聞き取りをしたのですが、利用実態のあった 2 件につきましては、将来的に小樽に戻って空き家を利用するというような予定の所有者でありまして、管理不全のものということではないものですから、管理が改善されたなどの効果ということではありませんけれども、空き家を適正に管理していただいているという意味では、このサービスの効果はあるものと思っております。

○松田委員

また、今、シルバー人材センターということで、このたびふるさと納税をしてくださった方に品物で返戻するかわりに、この見守りサービスを行うことも選択できるようになったというふうに聞いています。その内容について詳しくお聞かせいただければというふうに思います。

○（財政）契約管財課長

ふるさと納税のお礼の品の関係ですけれども、このシルバー人材センターの空き家・空き地の見回りサービスにつきましては、7 月 18 日から、年度途中から始めております。寄附額 1 万円以上の方にお礼の品ということで提供しておりますけれども、まず、市の窓口は契約管財課でございます。専用サイトだとか郵便振替などで寄附の入金の確認後、小樽市がふるさと納税のお礼の品に係る業務委託をしている観光協会に、まず依頼をいたします。依頼を受けた観光協会は、今度はシルバー人材センターへサービス提供の依頼ということになっております。このシルバー人材センターは寄附していただいた方と電話等でやりとりすることになっておりまして、現地の物件の確認や業務内容、いろいろオプションもあるようなので、先ほど主幹から 2,500 円という説明がありましたけれども、実はふるさと納税は大体 3 割程度というようなものありまして、2,500 円ですとあと 500 円、それでどうか何かいいのなかという話の中で、それでは DVD を、先ほど報告書に現況の写真をつけてという空き家対策担当主幹から説明があったので、さらに DVD をつけるというサービス、ふるさと納税限定の小樽市のことで考えて、今やっているところです。

流れ的には、そのような感じです。

○松田委員

このサービスは、恒常的な空き家だけではなく、別荘などもこの事業の対象になるというふうにお聞きしたので、すけれども、現在、そういうようなことでの問い合わせだとか、利用実態とかというのはありますでしょうか。

○（財政）契約管財課長

今まではゼロです。

○松田委員

では、これに関連してお伺いいたしますが、ふるさと納税制度では、寄附者が選択できる事業をふやしたというふうに聞いています。この見守りサービスのほかに、ふやした事業というのはありますでしょうか。

○（財政）契約管財課長

当初、4月1日から198のお礼の品で始めております。4月1日で、総務省から通知がございまして、当初はもっと観光協会から提案があって、いろいろなサービスとかあったのですけれども、一時保留にしておりました。総務省の通知を改めて確認、そして部内で検討した結果、換金性の高いものはやめて、サービスに変えるという形で切りかえまして、6月の中旬からいろいろとレストランのディナーコースの招待だとか、観光関係のいろいろなサービスの提供、券でなくて、サービスの提供ということでやり始めております。

そういう中の役務の中では、実は東京小樽会から、墓掃除の関係でいろいろ話がありまして、それが産業港湾部から話がありまして、そのときにたまたま観光協会から墓掃除の話があるのだけれどもどうだろうかという、たまたまタイミングが合って、今は役務として墓掃除のものを9月7日から始めているところでございます。

○松田委員

それで、先ほどお聞きしましたところ、見守りサービスについては余り利用者がいないようでした。ただし、この事業はまだ始まったばかりなので、周知が足りていないのではないかというふうに思います。

先日も、市長は記者会見で、このたび空き家対策で見守りサービスをすることにしたというふうに言っていましたけれども、例えば空き家の苦情相談があったときなどは、こういう方法もありますよというようなことで、所有者に周知する必要があるのではないかというふうに思いますが、この点について、空き家対策の方、どうでしょうか。

○（建設）山岸主幹

所有者への周知方法ということですが、苦情相談があった所有者だけに対してではなくて、空き家の所有者というのは、今、良好なものも含めて、先ほど言った2,500棟ほどあります。

それで、いろいろと周知方法を考えておりますけれども、まずは市のホームページや広報おたるへの掲載などはもちろんするのですが、そのほかに固定資産税の納税通知書というのを毎年、土地とか家屋の所有者に送っておりますけれども、その中に、そういう空き家に対する情報の冊子をチラシ程度のもを入れて、広く周知を図っていきたいというふうに思っております。

○松田委員

これがどんどん利用されるようになっていただければなというふうに思います。

◎避難訓練について

次に、避難訓練についてお伺いいたします。

9月1日は、防災の日でした。本来なら、この日に合同の防災訓練が行われる予定でしたが、残念ながら、会場予定である色内ふ頭の岸壁の安全性が保たれないということで、本年は中止になりました。本当に残念なことです。

このことについて、ある市民の方から、もともと災害は想定外のことが起こるのだから、そういったときこそ知恵を絞って別な場所を考えるだとか、小規模でもできる避難訓練を考えるべきではなかったのかという、御意見をいただきました。この点について、御見解をお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室半田主幹

小規模でもできる避難訓練は実施できなかったのかにつきましては、訓練会場の選定や会場の変更に伴う訓練内容の再検討には、これまでの協議期間を踏まえすと、3カ月以上の期間が必要となることを見込まれ、新たな訓練の実施時期が冬季になると考えられます。総合防災訓練には、市民の皆様に参加いただいていることから、安全を考慮いたしますと、冬季の訓練の実施は避けるべきであると判断し、中止を決定したところであります。

また、小規模な訓練であっても、参加する機関や団体とのスケジュール調整には、やはり時間を要することから、やむなく中止したところであります。

○松田委員

私は、かねてから冬季の宿泊を伴う防災訓練を提案してきました。北海道では、9月1日の防災の日に札幌市と合同で宿泊訓練を行ったとしました。この訓練には、約2,600人が参加し、住民避難や避難場所などの訓練を行い、これには市民や道内の防災担当者が参加したと聞いていますが、小樽市はこの防災訓練に参加させていただいたのでしょうか。もし、参加させていただいていたのなら、その訓練内容などお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（総務）災害対策室半田主幹

札幌市で行われた訓練への参加につきましては、札幌市と北海道の合同訓練の訓練日は、本市の総合防災訓練実施予定日と重なっていたことから、今までは訓練に参加しておりませんでした。今年度の訓練が中止になったことから、発寒東小学校で行われた避難所設営訓練や札幌市消防学校で行われた実働訓練を視察いたしました。

訓練内容ですが、避難所設営訓練では、学校体育館への物資搬入や備蓄庫から毛布を搬出する訓練のほか、体育館内を地域ごとに避難スペースを分ける訓練などが行われておりました。また、実働訓練では、関係機関が連携した救助訓練や消火訓練などが実施されておりました。

○松田委員

これは結局、9月1日が防災の日と、小樽と重なっていたので、宿泊訓練は参加できなかったということを知りましたが、北海道では二、三時間の訓練では課題が見えてこないという宿泊訓練の意義を訴えてきたようですが、私も全くそのとおりでと思います。私は、冬季の宿泊訓練も提案してきましたけれども、冬季以外でもやはり宿泊訓練というのは重要ではないかなというふうに思います。

最近では、台風など来ないと言われていた北海道にも台風が矢継ぎ早に襲来したりするとか、いつ何どき何があるかわかりません。大規模でなくても小樽でもこういう訓練をやるべきではないかというふうに思いますが、今後、どのように考えていますでしょうか。

○（総務）災害対策室半田主幹

宿泊訓練につきましては、訓練の内容や課題を把握するため、宿泊訓練を実施している自治体の訓練に参加したいと考えており、実施予定の自治体と現在、調整中であります。

○松田委員

しっかり調整して、もし小樽市でどうしてもできなければ、合同、参加していただくとか、そういうような手を打っていただければと思います。

また、小規模市町村の課題として、専任の防災担当者がいないことが挙げられていますけれども、小樽はその点、担当部署があるので安心ですけれども、小樽市の防災担当者として、課題等があればお聞かせ願いたいというふうに思います。

○（総務）災害対策室半田主幹

小樽市としての課題でございますけれども、近年は温暖化による災害の激甚化や北朝鮮の弾道ミサイルの発射などの危機管理に属する事案の発生など、これらに対処する業務の増加は著しいことから、一層の体制の充実・強化が課題と考えております。

○松田委員

今、言いましたとおり、最近では本当に自然災害だけでなく、いろいろな危機管理も防災担当がしなければならぬということで、御苦労があると思いますが、今後、課題解決に向けて、また、先ほど情報共有ということもありましたけれども、他都市との情報を共有しながら、安全・安心に向けて、さらに御努力していただければと思います。

◎住宅用火災警報器について

次に、住宅用火災警報器について、お聞きいたします。

秋も深まり、そろそろ暖房の心配をしなければならなくなりました。そうすると、火災発生の心配が出てきます。小樽市における火災件数は、昨年と比べると多いというふうに聞いていますし、昨日も火災が発生したと聞いています。私は、以前にも住宅用火災警報器についてお伺いいたしましたけれども、もう一回、この住宅用火災警報器についてお伺いいたします。

まず、小樽における住宅用火災警報器の設置状況をお聞かせ願いたいと思います。

○（消防）予防課長

まず、本市における住宅用火災警報器の設置率につきましては、直近では、本年 6 月に各消防本部の集計値を総務省消防庁が発表しております、本市の設置率は 69%となっております。

なお、住宅用火災警報器の設置に関する効果につきましては、就寝時における火災の死者発生が非常に多いという事で、就寝時にいち早く煙を感知して、避難することができるということが大きな効果となっております。

○松田委員

新築住宅は設置の有無は確認できると思うのですが、既存住宅の設置状況はどのように確認するのか、この点についてはいかがでしょうか。

○（消防）予防課長

既存住宅の設置状況の調査方法につきましては、消防職員が戸別訪問して居住者に対して直接聞き取りすることによって、調査を行っております。

○松田委員

先ほど、小樽市の設置状況は 69%ですけれども、それは他都市と比べた場合、どういう状況にありますでしょうか。

○（消防）予防課長

他都市と比較した設置率の状況につきましては、道内の人口 10 万人以上の 9 都市中、残念ながら 9 番目となっております。

○松田委員

それでは、他都市と比べて、今、9 番目と言うことですが、小樽市の設置率が低い要因というのは、どこにあるか、この点についてはいかがでしょうか。

○（消防）予防課長

明確な要因は、把握していないところですが、戸別調査の結果、独身者世帯の設置率が非常に低いという傾向が見られることから、このことが一つの大きな要因になっているのではないかと推測しております。

○松田委員

先ほど、要するに火事があったとき、逃げおくれるのを防ぐために、住宅用火災警報器があるということですが、一人だと誰かが気づくという部分でも、ほかの人がいれば火事だというふうに言えると思うのですが、一人だとなかなか、その人こそこの警報器が必要なのではないかなというふうに思うのですが、では、設置率を上昇させるために、消防本部として取り組んでいることについて、お聞かせ願いたいというふうに思います。

○（消防）予防課長

設置率を上昇させるための取り組みにつきましては、街頭広報や広報紙などによる周知活動、町会を単位として町会役員や市民防災組織と合同で戸別調査を実施してまいりました。そのほか、住宅用火災警報器の設置が困難と認められる方に対する設置支援を行っております。

○松田委員

今、小樽市では、昨年より警報器を購入したものの取り付け困難な高齢者だとか、障害者などに取り付け支援を

しているというふうに伺いましたけれども、その申請方法と現在までの申請件数についてお聞かせ願いたいと思います。

○（消防）予防課長

取りつけ支援の申請方法につきましては、住宅用火災警報器設置支援申請書を最寄りの消防署に提出して申請いただくこととしております。

次に、申請件数につきましては、制度を開始しました平成 28 年 6 月から本年 8 月 31 日までに 33 件となっております。

○松田委員

それから、住宅用火災警報器の設置が義務づけられてから 10 年以上経過し、設置されているものの電池の寿命が切れているなど、適正な維持管理がされていないものがあるというふうに聞いています。維持管理についての啓蒙活動というのは、どのようになっているのか、その点についてはいかがでしょうか。

○（消防）予防課長

ホームページへの掲載のほか、街頭広報や広報紙などによる周知活動を行うとともに、戸別訪問時にリーフレットを配布して、定期的な清掃と点検を行うように注意喚起しております。

○松田委員

これに関連して伺いますが、消防本部のホームページによれば、消防署職員を装ったものが住宅用火災警報器やストーブの点検と偽って家に上がり込み、家人のすきを見て現金を盗むという事件が発生しているなど、注意喚起をする書き込みがありました。小樽市での状況というのはどういうふうになっていますか。

○（消防）予防課長

悪質な訪問販売についてですが、本市では消防職員を装った者による窃盗事件が発生したほか、疑わしい訪問販売員が個別住宅を訪れたという事例が数件ありまして、購入に至ったケースが 1 件あったと把握しております。

○松田委員

そういう悪質な、件数自体はそんな件数でもないようですけれども、とにかく今は本当にいろいろなことが起きています。悪質商法だとかありますので、しっかりその点についても、皆さんの安心・安全のために、これからも一人でもだまされないように周知徹底をお願いしたいと思います。

○齊藤委員

◎海上技術学校の存続について

まず、海上技術学校の存続について、我が党の千葉議員の代表質問がありましたけれども、要望書を東京に手交しに行ったときのやりとり、国土交通省サイドからどのようなことがあったのかと、こちらからどういうことだったのかという点。

それから、9 月 13 日に、国土交通省の担当者が来樽されたということですが、具体的にどなたが来られたか、どういう話があって、こちらから何を提案したのか、その辺をお示ししたいと思います。

○（総務）企画政策室尾作主幹

まず、8 月 31 日の存続要望時の具体的なやりとりの内容についてでございますが、こちらからは小樽海上技術学校の入学志望者が減少している状況になく、依然として需要が高い中で、建てかえの財源的な理由で廃止を検討することは容認できない旨を訴えてまいりました。

一方、国土交通省からは、船員行政や船員教育を行うに当たり、船員を希望する子供たちの教育環境をどうするのかという観点の検討が重要と考えている一方で、現実の問題として財務省が指摘するような建てかえに必要な財源の問題があるので、互いに接点を見出せるような案を考えられるかどうか、地元からも提案をいただき、引き続

き協議したいというお話がありまして、この後、具体的な協議を進めることとなったものでございます。

また、9月13日に、国土交通省と海技教育機構が来庁して、打ち合わせをした件についてでございますが、まず、来庁した職員につきましては、国土交通省は海事局の海技・振興課長1名と、海技教育機構は理事と、企画調整部長の2名で、計3名であります。

職員の方からは、老朽化した学校施設の建てかえ費用と運営費用が課題となっていて、本市からの支援策として、どのようなことができるのか、協議を進めたいというお話がありました。

こちらからは、本市の小・中学校再編の状況を説明した中で、旧祝津小学校を含む2校について基礎資料をお渡ししておりますので、まずはそれらを中心に今後、協議が進むものと考えております。

○齊藤委員

東京で手交したとき、地元からの提案を求められたと、これは非常に大事なことで、ぜひ存続させていただきたいということであれば、本市から、どういうことができますよということが非常に間髪を入れず対応することが必要だというふうに思います。

我が党の代表質問でも、いわゆる市内統廃合の学校跡の建物利用だとか、あるいはランニングコストといいますか、その施設の利用とさらに運営経費の部分についても、市がどういう協力ができるのかと、協力するのだという姿勢を少なくとも具体的にどこか言わなくても、協力する姿勢を早急に示すべきというふうに思いますけれども、市長の一大決意をお示しいただきたいと思います。

○市長

今、担当からも答弁いたしましたけれども、現在、海上技術学校に来られている生徒の人数等を鑑みても、非常に倍率もあって定員割れをしているわけでもなく、また、お聞きしますと、海運における人材不足もあって、やはり就職率も100%、またそれ以上の募集があるというようなお話を聞いているところでございます。

やはり、海員養成を国として推奨していくことが非常に重要だというふうに思っておりますので、私たちとしても海上技術学校を継続していきたいという要望をこれからもしっかりと行っていかなければならないと思っております。

その中で、国土交通省や海技機構の方々からの要請等、いろいろありますから、その中で市としてどこまでできるのかということをしつかりと検証し、その上で協議をしながら存続に向けて市としてしっかりと取り組んでまいりたい、このように考えているところでございます。

○齊藤委員

◎指名停止措置の取り消し問題について

それでは、次に、指名停止措置の取り消し問題について伺います。私は、なぜこういうことが起こったのか、今後、こんなことを起こさないように、どうすべきかと絞って伺いたいと思います。

まず、事実関係、8月2日の段階と、それから8月3日の状況について、御説明をお願いします。

○（建設）公園緑地課長

8月2日の事実関係の確認をお話しします。17時15分、父親から電話で事故発生の連絡が建設部にありました。17時30分、現場代理人が現地到着し、相手宅を訪問し、状況を聞いております。17時50分、市の担当者が現地到着し、現地確認、相手訪問、すり傷の確認をしております。18時30分には、業者の社長が現地到着し、相手宅を訪問しております。3回訪問し、このときには病院受診を依頼しておりますが、父親、娘とも拒否されております。

続きまして、8月3日の事実関係の確認でございます。8時に業者の現場代理人が前日の件で現場を確認したところ、近隣住人からの目撃情報がありました。9時、社長が近隣住人を訪問し、目撃情報の再確認をしております。16時30分、社長、現場代理人、市担当で、相手宅を再度訪問しております。そして17時20分、父親が帰宅しまして、改めて病院受診を依頼しております。

以上が、8月2日、3日の事実関係の確認でございます。

○齊藤委員

大事なことが抜けていたと思うのですが、8月3日で、近隣住民の方から、車どめは自分が横にしたのでという情報がもたらされたというところについては、今、言いましたか。

○（建設）公園緑地課長

近隣住民から、8月3日の8時に業者の現場代理人が確認していたところは、目撃情報があったということで、話を聞いております。

○齊藤委員

大事なところですが、その後の車どめの関係ですけれども、建設部が現場で車どめを工事看板に立てかけたことと、けがの因果関係が不明だという認識を持ったのは、いつの時点だったのですかね。

○（建設）公園緑地課長

8月7日11時に、市で8月3日に業者から提供された情報の再確認ということで、近隣住人宅を訪問した後であります。

○齊藤委員

そうしますと、既に、8月7日の時点で、建設部はもちろん業者側も、車どめとけがの因果関係について不明という認識を共有されていたと。ところが、8月22、23日のその時期に至っても、業者から建設部へ、また建設部から財政部へ因果関係を断定したような報告書が提出されたというのは、なぜだと思いますか。

○（建設）公園緑地課長

建設部としましては、報告書として業者からの事故報告書をもとに作成したのですが、考え方として事実確認を取りまとめ、提出する報告書に因果関係が不明を示す資料などをもって、財政部が処分を判断すると考えておりました。

○齊藤委員

業者は、8月22日に、市にというか、建設部に提出した報告書で、その報告書に書いたような、そういう書き方で因果関係が不明なのだ、少なくとも疑問があるのだという内容が、そういう意図が伝達できるというふうに考えていたのだというふうに建設部としては今でも思っているわけですか。

○（建設）公園緑地課長

その時点では、実際、事実に基づく資料関係を整理して出しているの、その時点でははっきりわからないといったことが……

○（建設）安田次長

今、二つの報告のお話があったと思います。業者から建設部に出された報告書の話と、22日と、それから、建設部から財政部に出した書類の二つの話をまとめて聞かれたものだと思っています。

その中で、業者が私ども建設部に出した書類については、報告書の中で、二つ曖昧と申しましょうか、片方のところでは事故を起こしました。ただ、もう一つでは、因果関係は不明ですというような表現の報告書が上がってきたことが事実でございます。

どのような思いというお話もありましたが、それにつきましては、業者側としては、いわゆる指名停止になるような事件ではないという思いの中で書類はつくられたとっております。

それで、私どもが財政部へ提出した書類ですけれども、これにつきましては、今、お話した業者から上がってきた書類、それから私どもが現地に行って確認した書類、多くのものをつけて財政部に提出をしております。

その部分の中で、一番重要な報告書につきましては、表現の方法が今となつては、少々事故の方向に強い表現のある中で、資料をつくってしまった。ただ、全体として、今、課長からも申し上げましたが、最終的には、いろい

ろと手段としては指定停止については財政部が行う業務とっておりましたので、事実確認、いろいろなこういう情報を私どもがまとめた資料、それから業者からまとめた資料、ヒアリングからもらった資料というのを取りまとめて、それで事実確認を財政部に提出して、最後に判断をいただくというような形でおりましたので、資料としては少しつじつまが合わない部分があったのかもしれないと、今は反省しております。

○齊藤委員

もう少し分けて聞きます。先ほど、私が聞いた趣旨をよく理解されていないようですが、まず、業者の人が 8 月 22 日に市に提出した報告書の書きぶりですね。この書き方で、その報告書を見て因果関係が不明だとか、あるいは疑問が残るとか、そういう意図がその報告書から建設部に対してですよ、業者が伝えられると業者が思っていたのかどうか、建設部に聞いたのです。

本当は、業者の方に直接聞けばいいのですけれども、業者の方はいけませんから、建設部がどう思っていますかということ聞いたのです。まず、それに答えてください。

○（建設）公園緑地課長

22 日に、事故報告書として業者から出されたけがの状況の中で、当現場で起きた、けがかは判断しかねるという記載がありましたので、業者側は、そう思っていたと思います。

○齊藤委員

だから、明確に答えてもらいたいのですが、要するに、22 日に市に出された報告書のけがの状況というところには、判断しかねると書いているのですよ。事故概要と事故原因のところには、断定して、このための車どめが原因だという、そういう書きぶりになっているわけですよ。

こういう書類を出しておいて、これで要は疑問があるのだと思ってもらえるのだというふうに業者の人が考えていたと、今、建設部は思っていますかという話です。

○（建設）公園緑地課長

今、委員がおっしゃったとおり、22 日の事故報告書の中で判断しかねるという形と、あと、事故概要には断定した形では書いておりますが、業者がそうであるという、しかねるという部分がありますので、不明だということを思っていたと思います。

○齊藤委員

だから、業者の人は、こういうある意味曖昧な自己矛盾している報告書であっても、その因果関係について疑問が残るのだというふうに読み取ってくれるのだと思ってこれを出したのだということですね。

○（建設）公園緑地課長

そうだと思います。そうです。

○齊藤委員

それともう一点、今度は建設部の話です。23 日付で、建設部が、財政部に報告書を出しています。これも、この書きぶりで財政部は判断してくれるのだと、要は因果関係が疑問だというふうに判断してくれるのだと思って、先ほど、添付書類がたくさんあったから、ほかのところを見れば疑問だなと思ってくれるのだというような楽観的発言があったのですが、そう思ってこの報告書を出しましたか。

○（建設）公園緑地課長

財政部に出した報告書だけではなく、それ以外の添付書類をもとにして、総合的に財政部に判断していただく、そう思って提出しておりました。

○齊藤委員

要は、今回の問題の原因というのは、業者から建設部へ、それから建設部から財政部へ、それぞれの報告において因果関係に疑問があるのだと、あるいは因果関係が不明であるという認識が伝わらなかったことが、今回の原因

だと思われます。

あと、まとめて聞きますけれども、このような報告書中の報告事項相互の矛盾、あるいはそごをどのように発見して問題を対処すればいいのかということ、結局、報告書の正確性を向上させると、報告書を出すに当たって、きちんと正確に報告するということが、一番大事だと思うのですけれども、そのことについて、見解をお伺いして、これは建設部なのか、契約管財課になるのか、あるいは総務部なのか、そこら辺、わからないですが、要は、部内での、市役所の中での報告文書の正確性ということをいかに向上させるかという問題だと思いますが、それを伺って、この項については終わります。

○（財政）契約管財課長

今、斉藤委員もおっしゃっておいりましたし、現場の建設部からも説明がありました。建設部で今回は事実確認も含めた、そういうような指名停止の判断は財政部が行うものだという当初のそういう認識から、正確性の欠いた報告書を作成してしまったというような説明もあったと思います。

また、財政部におきまして、当然、きちんと事実確認は原部でやっていたのだというような思い込みというか、そういう部分もあったというのはありました。

再発防止につきましては、まず今回のケースは市全体というよりは、今回のそういう建設部のその辺の認識と財政部の認識の違いから起きたものだというふうに理解しております。

まず、財政部から工事関係部署に対しまして、指名停止のルール、要綱がありますけれども、要綱並びに運用、これにつきまして、改めて周知したいと思っております。

また、財政部が担当部局からの報告書に基づき、指名停止要綱及び運用並びに過去の事例を参考に、指名停止の判断をするというような、そういう事務処理を行っている、まずそのことを工事関係部局に改めて認識してもらおうという周知をしたいと思っております。したいと思っておりますとか、議会でこういうふうになっておりますので、もう既にと思っておりますけれども、そういうふうと考えております。

また、担当部局におきましては、事故が起こった場合には、まず財政部に、今回はもちろんありましたけれども、第一報を入れていただきまして、当該業者とそご、事実確認、そういういろいろなそごがないような事実確認をしっかりと行った上で、確かな正確性のある報告書を作成してもらおうということ、そして指名停止となり得る、そういう事案になった場合には、財政部に確認の上、その内容を必ず業者に伝えるというようなこと、そういうようなことを講じていきたというふうに思っております。

◎色内ふ頭の立入禁止について

色内ふ頭の立入禁止の関係で、何点か伺います。

まず、8月24日の正午から立入禁止になったわけですが、現在の禁止区域と、その状況、それから現在、その禁止区域の中で行われている作業の内容、さらに今後の作業計画等についてお示してください。

○（産業港湾）管理課長

現在の色内ふ頭の立入規制の範囲についてですけれども、まず、立入規制の箇所としましては、色内ふ頭の手宮側、いわゆる北側岸壁の基部に当たるところですが、ここの出入り口と、あと、中央下水終末処理場の札幌側に当たります。色内埠頭公園に出入りする港湾道路出入り口、さらには札幌側に小樽縦貫線に係ります旭橋の桁の下、ここは車両の出入りが可能と考えられることから、単管バリケードを設置した上に、関係者以外の立入禁止について周知するための札を立てかけて、今、規制をしている状況でございます。

今後の、今、作業の話がされていますけれども、現在、色内ふ頭については小樽海上保安部の大型巡視船3隻が基地として南側の岸壁を使っておりますが、現在、それについて、ほかの場所、今考えているのは第2号ふ頭に移転をお願いしておおむね協議は調っているところでございますけれども、まだ具体的に海上保安部で所有される防舷材、いわゆるエアフェンダーというものとか、あと、船舶に必要な備品を保管する倉庫、あとは船舶を冬期間、

動かすための陸電施設とか、現場に残っておりますので、これの移設が必要になってくるところでございます。現時点では、まだその作業には着手していませんけれども、準備には取りかかっている状況でございます。

あと、今後の対応についてということですが、一応、規制についての御説明になるかと思っておりますけれども、色内埠頭公園の南側岸壁が、いわゆる色内ふ頭の岸壁に隣接していることから、安全性が確保されるまでの間、公園の敷地の中にネットフェンス等を設置し、来園者の安全を確保した後、来年の6月をめどに公園の使用が可能になるよう進めていると、建設部からお話を聞いておりますので、それが完成後は、また埠頭への立ち入りの場所については見直しが必要かというふうに考えているところです。

○齊藤委員

確認ですが、今、要は手宮側と終末処理場のところと旭橋の桁下、3カ所を閉鎖というか、立入禁止にしているという、これですね。中で何か作業をやっている、2トンドンプとか、いろいろな車が入り出しているのですよね。そういう出入りの後に、これはもう動かせるのだとあって、自分で動かして釣り人などが入って行って釣りをしてるとか、立入禁止と言っている割には、そういった状況が見受けられるのですよ。きちんと、要は警備員等がしっかりつけて、人をつけて規制しなければ、本当に何かあったら、市の責任となりますよ、これ。現実問題、いろいろな車を横にとめて釣りをしているとかいいますからね。現実に対応が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○（産業港湾）管理課長

色内ふ頭の規制については、関係者以外の立入禁止ということで、第一管区海上保安部ですとか、小樽海上保安部、あとは小樽港の曳船の業務をやっておりますので、港湾の埠頭事務所とかがありますので、そこに関係するもの、あとは色内ふ頭の中に事業者とかも一部ございますので、それらについては立ち入りを認めているところでございます。

ただ、今、そういったあくまでも簡易的な措置でありますので、実際、釣り人の立ち入りも見られるということでお話がありましたけれども、我々も点検、パトロールをした際に、そういう入っている人を見かけることがあったことがあるのですが、その際には状況を説明して立入禁止だということを理解していただいて、その場所から立ち退いているという対応を、今、行っているところでございます。実際、週2回、小樽港全体を含めて、常にパトロールしていますので、その辺で対応していきたいと考えています。

○齊藤委員

そんなことを聞いているのではないのですよ。関係者が関係者でないのかわからないのですよ。いろいろな人が出入りしていて、本当に危険だったら、きちんと警備するべきですよ。もし、中で何かあったらどうするのですか。そのことのほうが、むしろ危機管理上、大事なことだと思います。考えていただきたいと思います。

それと、あと、全部まとめて聞きます。千葉議員の代表質問の中でもあったのですが、産業港湾部所管の、今は水道局所管の話ですが、本年度、産業港湾部所管の岸壁についても詳細調査等を行うと。時期、調査方法、調査の内容、調査箇所、事業費、及びその財源等をお示しいただきたいということと、あと、これ、最後ですが、巡視船は先ほど、ほぼ協議が整っているみたいな言い方でしたが、巡視船の係留について、大型の3隻、色内ふ頭を基地としているということで、万が一にも、国のいわゆる治安、領土領海の警備また災害対応、救難救助、そういったことを、国の非常に重要な任務を担っている巡視船ですから、万が一にもそこに支障を与えるなんてことは許されませんので、その設備、倉庫、陸電施設、そういったものについても最優先できちんと対応するというのを確約していただきたいと思います。

○（産業港湾）事業課長

まず、産業港湾部が所管する岸壁等の調査についてですが、産業港湾部が所管する岸壁等につきましては、一つ目として、色内ふ頭の護岸の一部、また、突堤、これが色内ふ頭の先端部分になります。もう一つは、色内ふ

頭の突端岸壁、これも先端部分になります。このほか、四つ目として、南側岸壁の一部ということで、小樽側といいますが、第 3 号ふ頭側の一部が産業港湾部の所管の施設ということになっています。

この四つの施設におきまして、調査を行いたいということで考えておりますけれども、まず、調査時期におきましては、来月、10 月の下旬から 3 月末にかけて調査を実施したいということで考えております。また、調査内容につきましては、水道局で行いました調査と同様に、潜水の目視調査、そして肉厚の測定調査、そして安定性の調査、そして概算事業費、こういったことの調査を行うということで考えております。

また、調査費用につきましては、今のところ約 1,500 万円ということで考えてございますけれども、財源につきましては本年度、平成 29 年度の予算の中から流用ができないかということで検討しているところでございます。

○（産業港湾）管理課長

海上保安部は、重要な任務を担っているということでございますので、現在、小樽海上保安部の意見というのですか、要望を聞きながら、岸壁の手配ですとか、必要な備品等の移設について、今、協議し、準備にかかっているところでございますので、海上保安部の任務に支障がないような対応を進めていきたいと考えております。

○齊藤委員

本当にね、巡視船が小樽港の中で漂流するなんてことにならないように、きちんとした場所を確保して、早期に本来の場所に戻れるように、きちんとやっていただきたいというふうに要望して終わります。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 10 分

再開 午後 3 時 30 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党に移します。

○川畑委員

◎除排雪問題について

それでは、除排雪問題について質問します。

最初に、雪押し場についてですけれども、雪押し場の確保については、本会議で昨年度は第 1、第 5 ステーション管内の町会に情報の提供をお願いしたと。ことしは、第 7 ステーション管内の町会の情報提供をお願いしたいと、そのように答弁されていました。

それで、雪押し場設置について、除排雪作業がスムーズに進むものだと思うのですが、第 1 ステーションの情報提供件数と雪押し場確保の結果についてお聞かせください。

○（建設）雪対策第 1 課長

昨年度、第 1 ステーション管内の町会につきましては、市の除雪沿道の雪押し場の候補の土地の情報提供についてお願いし、もし情報提供があった場合は、市で所有者の方と交渉して、雪押し場の確保に努めてまいりたいというふうに考えて情報提供をお願いしたところでございます。

この取り組みによって、第 1 ステーション管内で町会等からの情報提供により確保できた雪押し場はございませんでした。また、昨年度の第 1 ステーション管内の雪押し場は 94 カ所で、一昨年度に比べ 1 カ所減少でございま

た。

○川畑委員

情報提供はゼロと、非常に残念な話ですね。それで、第 5 ステーションについてですけれども、平成 27 年 12 月 3 日に「赤岩 2 丁目道路の除・排雪対策方について」という陳情が上がっていたわけです。

この地域は、この陳情で皆さん、議論した経過がありますから、真冬の冬期間はとりわけ大変なところだというふうに、私どもは捉えているし、住民からもそういう要求があったと思います。

それで、第 1 ステーションと同様に、第 5 ステーションの状況についてお聞かせください。

○（建設）雪対策第 1 課長

第 5 ステーション管内におきまして、町会に情報提供をお願いしまして、確保できた雪押し場についてはございませんでした。また、昨年度の第 5 ステーション管内の雪押し場は 48 カ所で、一昨年度に比べ 37 カ所増加しております。

○川畑委員

雪押し場の情報提供をお願いして、確保できなかったという、その理由はどんなことがあるのですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

この取り組みでございませぬけれども、町会等に雪押し場になりそうな候補地の情報提供をお願いしているところでもございまして、もし候補地の情報提供がございましたら、所有者等を調べて市で所有者と交渉するというような形の取り組みだったものですから、町会等には候補地になる土地の情報提供をお願いしたのみでございまして、その回答がなかったことについて、理由等をお聞きしておりませぬ。

○川畑委員

雪解けまで放置されていることが、情報提供につながらない大きな理由ではないかと思うのですよ。私も、何件か、いろいろと町会の方にも聞いてみたのですけれども、駐車場にするだとか、あるいはほかに貸したから市に貸せないというようなこともあったけれども、基本的には、雪押し場の情報の提供をするならば、雪解けまで放置されてしまうと、なかなか難しいのだという話を聞いています。

それで、雪押し場を提供する立場からして、やはり一時で雪解けまで放っておくではなくて、排雪してもらえるということであれば、もっとふえると思うのですが、その点については、どういうふうに考えていますか。

○（建設）雪対策第 1 課長

繰り返しになりますけれども、昨年度は雪押し場の候補地について、情報提供をお願いしたところでございますが、委員から今、御指摘のあったことも参考にして、情報提供をお願いする上で、内容について一度整理してから、今年度の取り組みを行いたいというふうに考えています。

○川畑委員

そして、最初の本会議で、ことしは第 7 ステーション管内の町会にという話を聞いていたのですけれども、第 7 ステーションを選定した理由について、見込みも含めて答えていただけますか。

○（建設）雪対策第 1 課長

昨年度につきましては、狭隘な路線や生活道路が多い第 1・第 5 ステーション管内について情報提供をお願いしております。この取り組みにつきましては、時間がかかりますが、市内全ての町会に回りたいというふうに考えております。結果として、昨年度は市の西側の地区について、第 1・第 5 ステーションの町会に情報提供をお願いしたものですから、ことしは東側の地区の第 7 ステーションを選択したものでありますけれども、特に分析等を行ってエリアを決めたわけではございません。

○川畑委員

そうしたら、今年度は第 7 ステーションでやるけれども、また来年度は別のステーションを考えているというこ

となのですね。

昨年度は、約 450 カ所確保したと聞いているのですけれども、今年度は何カ所ふやす計画なのか、その見込みについても、あわせてお聞かせください。

○（建設）雪対策第 1 課長

雪押し場の確保は、効率的な除雪作業を行う上で効果的であるものと考えております。土地の所有者の都合により、毎年、雪押し場の箇所数は増減しておりますが、より多くの雪押し場を確保したいと考えております。

これから、依頼を第 7 ステーション管内に行うわけで、見込みについては現在のところ想定はできておりません。

○川畑委員

なかなか雪押し場は、効率的には非常にいいものだけでも、見つからないというのが現状であろうというふうに思います。

それで、除雪第 2 種路線の出動基準について、お聞きしたいと思います。

平成 28 年度除雪費の予算は、第 2 種路線を対象として、除雪出動基準を降雪 15 センチメートルから 10 センチメートルに変更しています。除雪平均出動回数を 7 回ふやすことで、増加分の予算が 7,700 万円計上していました。それで、平成 28 年度の決算見通しでの出動回数と費用について、聞かせてください。

○（建設）雪対策第 1 課長

除雪第 2 種路線の出動基準の見直しにより、増となる出動回数は、昨年度でございますけれども、4 回で、決算見込み額は 2,700 万円でございます。

○川畑委員

そうしたら、ふやすのは 4 回で 2,700 万円ということですね。

それで、平成 29 年度予算は 6,840 万円という前年比で見ると 860 万円減額になっているわけですが、出動回数を削減した予算となっているのか、それであれば、その根拠について説明していただけますか。

○（建設）雪対策第 1 課長

この施策の平成 29 年度の予算は、今定例会に補正予算を計上しておりますが、この施策の実績のある 27 年度、28 年度の作業量をもとにして予算を計上しており、この施策によりふえる出動回数は 5 回で、28 年度の予算時に比べ、出動回数が 2 回分減っております。このことが理由だと思います。

○川畑委員

平成 29 年度の予算は 5 回分ふやすということですね。

それで、ガタガタ道路の解消のための路面整正の問題でお聞きします。

27 年度予算では、出動回数が 3 回でしたけれども、28 年度予算は、出動回数を 7 回にふやして、2,880 万円を計上したというふうに見えています。28 年度決算見込みでは、何回出動して、決算額はどのぐらいになるのか、それをお聞かせください。

○（建設）雪対策第 1 課長

平成 28 年度は、この施策で増加した出動回数は 5 回で、決算見込み額は 1,880 万円でございます。

○川畑委員

それで、平成 29 年度予算が 1,860 万円計上ということになりますね。それで、28 年度予算比では 1,020 万円減少にとどまっているわけですが、基礎出動回数を変更することになるのか、その理由についても、あわせてお聞かせください。

○（建設）雪対策第 1 課長

平成 29 年度の予算は、この施策の実績がある 27 年度、28 年度の作業量をもとにした予算を補正予算として計上しております。この施策により、ふえる出動回数は 6 回としており、28 年第 3 回定例会で計上した補正予算に比べ、

出動回数は1回減となっております。

○川畑委員

ガタガタ道路については、それで終わります。

それで、次に、第3種路線の作業の強化という問題です。平成28年度は、第3種路線が127キロメートルのうち10キロメートル予定して、施行路線60カ所のうち、平均出動回数が11回、750万円の予算額を計上しています。決算見込みが620万円となる見込みと伺いました。

それで、今年度の除雪作業計画は、降雪量または見込みでは15センチメートルで7回の増加分の除雪作業で、その予算額は1,220万円としています。前年度決算見込み額とその比較で、600万円増で決算から見ると倍加しているわけですがけれども、29年度の計画では、昨年の60カ所に何カ所増加して、何カ所計画し、その距離はどのぐらいになるのか、お聞かせください。

○（建設）雪対策第1課長

除雪第3種路線での除雪作業の強化の施行につきましては、平成29年度は昨年度の60カ所に116カ所加えた176カ所で実施を予定しており、その距離は29.1キロメートルでございます。

○川畑委員

今の116カ所を加えて176カ所になるという。それで、この予算で間に合うつもりでいるのでしょうか。その辺はどうですか。

○（建設）雪対策第1課長

今定例会に計上した補正予算につきましては、176カ所、29.1キロメートルを実施することで予算を計上しておりますので、現段階では十分間に合うというふうに考えております。

○川畑委員

第3種路線は、この質問で終わりにします。

それで、貸出ダンプの問題で質問したいと思います。

質問を予定していた項目は、26日に千葉委員の質問がありました。その質問に対して、平成28年度には特例廃止に取り組んで集合住宅の通路など、27年度は15団体、28年度はゼロだった。そのほかの見直しにおいて、27年度470団体が28年度は426団体と31団体が減少していると、このように答弁されたと思います。

全てが見直しのせいだとは言えないにしても、28年度の予算計上では1億300万円を計上しています。決算見込み額では7,000万円となるわけですがけれども、3,300万円の余剰金を出して執行率は68%ぐらいです。貸出ダンプ制度は、大幅に削減されているのではないかということが確認できたと思います。

そこで質問しますがけれども、8月25日の建設常任委員会では、昨年の申請に当たって、69団体がキャンセルされているという答弁でした。このキャンセル件数の28年度決算見込みに対する影響はどれくらいになるのか、お聞きします。27年度、28年度、比較で答えていただけますか。

○（建設）白畑次長

平成27年度と28年度のキャンセルの状況でありますけれども、27年度は、申請で延べ555団体に対し、キャンセル85団体で、キャンセルの割合は15%、28年度は、申請で延べ495団体に対し、キャンセル69団体で、キャンセルの割合が14%となっております。

このキャンセルの割合は、27年度と28年度で同程度となっておりますので、27年度と28年度だけの比較では、大きな相違はないというふうに見ております。

○川畑委員

平成27年度と28年度というのは、少雪だったという結果がここでもあらわれているのだと思うのです。キャンセルがこれだけあったということです。

それで、29 年度の見直しで、市の排雪第 2 種路線が、市が排雪を行って対象外としているのですが、建設常任委員会では、貸出ダンプと市の排雪第 2 種路線として位置づけられている箇所が、28 年度では 27 カ所くらい存在していると答弁されています。

29 年度は、市の排雪と重複箇所をどれくらい見込んでいるのか。そして、重複箇所の市民周知をどのように徹底しているかお聞かせください。

○（建設）白畑次長

平成 28 年度の貸出ダンプにおきましては、排雪第 2 種路線が含まれております箇所は、委員からもございましたように 27 カ所あります。そのうち、市の排雪と重複した箇所が 13 カ所でありました。29 年度につきましては、排雪第 2 種路線は基本的に市の排雪で対応したいと考えており、現在、昨年度、排雪第 2 種路線が含まれていた 27 の利用団体への個別説明を始めており、全ての利用団体に事前説明を行い、理解を求めてまいりたいというふうに考えております。

○川畑委員

それで、平成 29 年度見直しで利用回数の 2 回目は、道路積雪状況によって制限するとして、2 回までの利用回数は検討継続するとあります。利用回数について、建設常任委員会が昨年 2 回目の申請に当たって 69 団体がキャンセルされていると。2 回目を実施するか見合わせるかについては、こちらから進めてまいりたいと答えられています。本会議でも、2 月下旬以降の 2 回目の実施については、市の担当者が現地を確認し、雪が少ない場合、排雪を見合わせていただくと答えているわけです。

これでは、市民の意向に反して市が決めつけることになるのではないかと思います。それについてはどうですか。

○（建設）白畑次長

貸出ダンプにつきましては、現在、同一箇所でも 2 回までの申請を受け付けておりますが、先ほどもお答えしましたように、平成 27 年度、28 年度では、利用団体から自主的なキャンセルがそれぞれ 14%、15%が発生しております。昨年度、一昨年度は、比較的少雪であったこともありますが、やはり 2 月後半から 3 月に入りますと、利用団体の皆様から見ても排雪が必要ないと判断し、キャンセルされたということだと思っております。

では、そういった時期の排雪の実施を誰が判断するかということになりますが、これまではこの辺の判断がどちらかという業者任せになっていたケースが見受けられましたので、この事業はあくまで市がダンプを派遣する事業でありますので、市が主体的に判断し、利用団体の理解を得ながら最終判断すべきと考えております。

ただし、市民の意向を無視して、全てをそのようにするという考えではございません。

○川畑委員

そのとおりならばいいと思うのですが、私はこの排雪を見合わせていただくのは市が判断するという答弁、これがやはり一つの問題だろうというふうに思っているのですよ。地域住民の方々のやはり判断を優先させるということが大事なことだというふうに思うのです。そのことを肝に銘じて運営していただきたいと、そういうふうに思います。

それから、貸出ダンプ制度の目的というのがあるわけで、その目的は、市民の皆さんが居住する地域の交通機関を確保するために町会などが自主的に生活道路の排雪を行う際に、市が費用負担をしたダンプを無償で派遣して運搬処理を行うことにより町会などの排雪費用の軽減を図るものとなっております。こういう目的があるのです。私が一番注目したいのは、町会などの排雪費用の軽減を図るものだという、そこが大事なところだと思っています。それで、雪押し場については 1 カ所は回転場所として利用している場合が認められているといいますけれども、ところによっては微妙な判断をするところもあるわけです。これは前にも私が予特のときにも取り上げた課題ですけれども、機械的な判断をするのではなくて、地域状況を加味しながら雪対策本部へ市民要望に沿って慎重に判断す

べきではないかと思うのですが、見解を聞かせてください。

○（建設）白畑次長

積み込みの作業に必要な転回場につきましては、1 申請 1 カ所認めております。申請段階における図面での確認や現地パトロールのときの確認を行いながら利用いただいておりますが、確かに申請箇所の道路状況などによってさまざまなケースがあり、転回場が認められているということを知らないケースがあったと聞いておりますので、柔軟とまでは言いませんが、適切な指導に努めてまいりたいと、このように考えております。

○川畑委員

前の私の経験では、結局、業者をお願いして排雪してもらおうと、それを合わせているものですから、業者から今回はこれはだめだよというふうに言われてしまうと、そういう経過もあるのですね。だから、申請が上がったところについては直接市の職員で行ってその状況を見て、きちんと市民の様子を聞きながら適切な慎重な判断をしていただきたいと思うのですが、それについてはどうですか。

○（建設）白畑次長

確かに、今、申請箇所によってもいろいろな事情もあることはあると思いますので、そのことについては利用団体と市が直接話せるようにしてまいりたいというふうに考えております。

○川畑委員

そのことをぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それで、私は市長の見解を聞きたい項目が一つあります。本会議の答弁で、貸出ダンプ制度は市の公共事業であり云々、抱えている課題を改善することが非常に重要なことであるという、このたびの見直しはそれに基づいて行うものと本会議で回答されています。市が抱えている課題というのは、貸出ダンプの予算を削ることに重点が置かれているのではないかと私は思っているのです。市長どうですか、その旨の見解は。

○（建設）白畑次長

貸出ダンプ制度は、長年運用される中で特例が拡大解釈され、本来、対象外である道路外の雪の排雪や、必要以上に作業日数を多く申請するケースが見られてきたこと、また、平成 26 年度以前は市側のチェック体制が甘いところがあり、現場の作業が積み込み業者任せになっていたことなどから、本来、道路の雪しか排雪できない制度でありながら、それ以外の雪の排雪が行われ、排雪量の増大につながり、市の予算が急増し、26 年度に至っては 7,000 万円の予算に対し 1 億 5,784 万円と 2.25 倍の支出になるなど、多くの課題が見られるようになってきたものであります。これらのことから、生活道路の交通を確保するという制度の原点に立ち返り、対象範囲を明確にし、市民のために広範に活用できるよう制度の見直しを行い、適正な予算執行に努めたいというふうに考えております。

○川畑委員

何か今までの弁解のように聞こえるのですけれども、要するにこの本会議での答弁でもって、市が抱えている課題というのは要するに予算を削るということでしょうか。そういうふうには私は捉えているのです。私、市長に答えてもらいたいと思っているのですが、どうですか。

○市長

川畑委員がおっしゃる言葉は、予算を削ることが目的ではないかという御質問のようですけれども、今、原部からも答弁させていただいたように、もともと貸出ダンプにおいて適正な執行をやって行って行える予算というのは基本 7,000 万円ですと取り組んできた経過があります。しかしながら、その状況になかなか一致しない、極論を言えば青天井になりかねない心配も出てきているそのさなかで、その限られた予算の中で多くの方々に貸出ダンプを利用されつつ、生活道路の安全な通行に向けて行うべきこの貸出ダンプ制度がこのままであれば維持できない、その懸念から、その解消をしっかりと図って改善を図りながら必要などころにしっかりと充てていく、そのための手だてであるというふうに思っておりますので、川畑委員がおっしゃるような視点で取り組んでいるというわけでは

ございません。

○川畑委員

私が市民から聞いているところでは、結局は予算を削るためにというふうに、そういう印象が非常に強いと市民はおっしゃっているのですよ。だから、その点について市が抱えている課題というのは、確かにいろいろな今まで特例などを認めてきたという課題はありますよ。だけれども、それと同時に市民が排雪したい、あるいは、貸出ダンプだって市民がただでやるわけではないですよ、市が出すのはダンプを貸し出すわけだから、負担もしているわけですからね。そういう意味では積極的に市民の要求に応じていくと、そういう姿勢に持って行っていただきたいとそういうふうに思うわけです。それが、私は、貸出ダンプの本来の、あえて先ほど言ったように目的がそこにあるのだということを言っているわけです。その点ではそういう考え方をぜひ持っていただきたい、本来の目的の考え方に根差していただきたいというふうに思いますけれども、いかがですか。

○市長

川畑委員がおっしゃるその目的を果たすことはもちろんですので、その視点はもちろんぶれることなくしっかりやっていきたいというふうに思っているところでございます。

○川畑委員

次に主要交差点の見通しの確保について質問します。

平成 28 年度は、バス路線などの主要交差点での見通し確保のための除雪作業を実施するとして 700 万円計上していました。昨年は 36 カ所で年 2 回実施計画として予算計上していたわけですがけれども、実施状況と決算見込み額などの実施状況についてお知らせください。

○（建設）雪対策第 1 課長

本施策の昨年度の実施状況につきましては、本施策の昨年度の予算時の考え方は、路線排雪の前後に 2 回この雪山処理を行うということ想定しており、対象となる 36 カ所の雪山について路線排雪と合わせて計 3 回排雪作業を実施することを想定しておりましたが、路線排雪と合わせて 3 回実施した箇所はなく、路線排雪と雪山処理、各 1 回実施したのが 2 カ所、雪山処理のみ 1 回実施したのが 15 カ所、路線排雪のみだったところが 18 カ所、路線排雪、雪山処理、いずれの作業も行わなかったところは 1 カ所で、平成 28 年度の決算見込み額は 330 万円でございます。

○川畑委員

それで、平成 29 年度予算を 790 万円計上しているわけですがけれども、50 カ所の実施と伺いました。予算額が 90 万円ふえているわけですが、実施予定が 50 カ所となれば昨年の 1.4 倍になるわけです。金額は 980 万円が必要になってくると思うのですがけれども、年 2 回実施計画とはなっていないのではないかと、そういう心配があるのですが、その点についてはいかがですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

本施策におきましては、昨年度から新たに取り組んだ施策でございますので、昨年度の実施状況を考慮いたしまして対象箇所別に作業回数を設定しております。予算上で全ての箇所でも 2 回分の作業は見込んでございません。

○川畑委員

年 2 回実施するのは全て 2 回をやるということではないのだということですね。ただ、雪の量でももちろん当然変わってきますよね。それに十分対応してもらいたいというふうに思うのです。

それで、ことしの除排雪の関係でいけば、観光、病院、福祉施設への配慮ということが載っているわけですがけれども、具体的にどこを指しているのか。例えば観光であればどこのことを言っているのか、病院とはどこのことを言っているのか、福祉施設とはどこのことを言っているのか、そのことについて答えていただけますか。

○（建設）雪対策第 1 課長

観光に配慮した箇所につきましては、まずメルヘン交差点でございます。

次に、病院について配慮したところにつきましては、一番病床数が多い小樽市立病院、小樽協会病院、済生会小樽病院と小樽市夜間救急センターの救急車の出入り口付近の雪山処理を強化したいと考えております。

福祉施設につきましては、小樽市総合福祉センター、小樽市身体障害者福祉センターの出入り口付近や、小樽市こども発達支援センター、重症心身障害児（者）施設みどりの里に通じる道路の交差点であります。

○川畑委員

それで、通学路は対象になっているかどうか、その辺についてはどうですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

この主要交差点の雪山処理ということに関しましては、通学路付近の雪山というのは通学路としての視点では見ておりません。ただし、通学路に関しましては、学校周辺の道路が除雪第 2 種路線になっていることから、除雪におきましてはしっかりと対応していくということでございます。また、排雪につきましても、昨年度の作業をした上での反省点などを踏まえまして、教育委員会と連携しながら、必要な時期に必要な箇所の排雪を行ってきたいというふうに考えております。

○川畑委員

交差点の見通しの関係なので、先ほど病院でいえば小樽市立病院、小樽協会病院だとか、それから夜間救急センターですか、その出入り口というようなことを聞いたのですけれども、住吉線ですよ、あそこに病院が集中しているわけで、ここの病院の入り口だけのことを言っているのですか。それとも、私、あの通りの結構車が Uターンしたりするときに見通しが悪いために、そこも入るのかどうかというふうに思っているのですが、その辺はどうなのですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

この施策において言っているところは、各病院の救急車の出入り口のみでございます。

○川畑委員

それで、交差点付近の雪山が高くなり見通しが悪くなった時点でその雪山を局部的に排雪すると答弁しているのですけれども、見通しが悪くなった時点とは具体的にどのような状態のことを言っているのか説明していただきたいと思います。

佐々木委員に、きのう、一昨日でしたかね、通学路の雪山の高さについて答弁されています。175 センチメートルという話が出ていますし、この路線の雪山でもその 175 センチメートルというのは基準にしているのかどうか、その辺についてお聞かせください。

○（建設）雪対策第 1 課長

この見通しの確保ということでございますけれども、人や車両が通行する交差点で雪山が高くなり、見通しが悪くなり、通行に支障を来すような状況を想定しておりますが、市内の道路は道路幅員や勾配、家屋の連担、雪押し場の有無等条件が異なりますので、一律の数値的な基準はございません。道路状況及び除雪対策本部職員や地域総合除雪業者がパトロールを行い確認していきたいというふうに考えております。

また、1.75 メートルにつきましては、道路状況にもよりますが、作業する側の立場で雪を積み上げることが可能な高さをおおよそ 1.5 メートルから 2 メートルと考えており、その中間値が 1.75 メートルでございます。これは、あくまでも作業する上での可能な数値であり、市内の道路の雪山を管理する基準としては採用してはございません。

○川畑委員

そうしたら、175 センチメートルというのはそれ以上になった場合に排雪するという感覚ではなくて、積み上げられる業者が言う高さだと。私が車で走っていても、175 センチメートルといったらもう車の中から見えませんよね。子供の通学路なんかせいぜい 1 メートルぐらいがいいところだろうと思うのですけれども、そういう点では市民からの苦情をもとに改善は図ってもらえるのですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

この確認に関しましては、除雪対策本部の職員や地域総合除雪業者のパトロールにより確認するということを答弁させていただきましたが、その前段におきましては市民の皆様から当然苦情等がないようには心がけますが、苦情があった場合はその都度確認して現地状況を把握してまいりたいというふうに考えております。

○川畑委員

市民からの苦情というのは大事なところなので、そういう要請に積極的に応えるように対処していただきたいというふうに思います。

次に歩行空間の確保について質問します。

今回新たに出て、試行として新たに 30 万円の予算計上をしています。これまで、地域総合除雪で排雪を抑制して貸出ダンプ制度でも特例を廃止した中で、歩行空間確保が突然出てきたわけです。私は急に出てきたという疑問が解消できないでいるのですけれども、そのことについて質問します。

それで、歩行空間の要望は、地域住民や市民からの切実な要求としてどうしても取り上げてほしいというそういう意見でもって取り上げられたものなのかどうか、それを聞かせてください。

○（建設）雪対策第 1 課長

除雪第 3 種路線における歩行空間の確保につきましては、圧雪路面管理が主でございます除雪第 3 種路線の一部で、降雪または降雪見込みにより除雪作業を行うことは昨年度から実施しております。このような中、道路状況から、同じ第 3 種路線であっても道路幅員分の除雪作業が見込まれない路線というのがございまして、その路線について一定の条件のもとに歩行可能な除雪作業を行うことを今年度に入ってから建設部で制度設計したものでございます。

○川畑委員

そうしたら歩行空間確保について、これまでの除排雪の検証でも市民から歩行空間の声はなかったというふうに私は思っているのですよ。除雪対策本部で出したと思うのですけれども、市のどこの部署で発案されて、いつの時点で示されたものなのか。案外、私が思うには思いつきの提案ではないかと思うのだけれども、その辺についてはどうですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

本施策につきましては、今年度、除雪第 3 種路線における除雪作業の強化、それとあわせて、本施策であります除雪第 3 種路線における歩行空間の確保の施策について制度設計を行ったものでございます。それにつきましては建設部で制度設計を行いました。特にこの制度設計を行う上で、市民の皆様から具体的な要望等は伺っておりません。

○川畑委員

市民の要望がほかにもたくさんあるのですけれども、そちらには応えないでこちらに先に応えているってどうも不自然な感じがします。

それで、市内全体の歩行空間の対象となったところは何カ所で具体的にどこなのか、お聞かせいただけますか。

○（建設）雪対策第 1 課長

歩行空間確保の対象となった箇所は、今年度の予算で計上しているのは 11 カ所でございます。具体的に住所で申しますと、入船 3 丁目 5 番 5 号地先、入船 2 丁目 17 番 11 号地先、入船 3 丁目 12 番 5 号地先、真栄 1 丁目 15 番 6 号地先、高島 3 丁目 11 番 15 号地先、富岡 1 丁目 23 番 12 号地先、富岡 2 丁目 10 番 1 号地先、相生町 5 番 24 号地先、若松 1 丁目 4 番 40 号地先、桜 2 丁目 4 番 10 号地先、桜 2 丁目 4 番 17 号地先でございます。

○川畑委員

その選定に当たって誰がどんな理由で決められたのか、その 11 カ所についての説明をしていただけますか。

○（建設）雪対策第 1 課長

本施策は建設部で制度設計を行っておりまして、道路幅員が狭い、勾配が急などの道路状況で除雪作業が困難な路線について、冬期間の車両通行がないことを確認した上で対象路線を建設部で決めたものでございます。結果として 11 路線が選定されました。

○川畑委員

議案説明において、我が党から実施箇所の路線図を求めていました。選定されたその路線の住民の皆さんへの周知とか納得するような説明というか、それらは十分なのですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

選定いたしました 11 カ所につきましては、その路線の沿道にお住まいの方には作業内容等をお伝えしております。本施策により冬期間の車両の通行が困難になることが想定されますことから、再度、作業実施前には車両の通行がないことを確認した上で作業を実施してまいりたいというふうに考えております。

○川畑委員

その選定された路線の住民の皆さんの中には車両を保有している人はいないのかどうか、車両保有者は冬期間その車両についてどのようにしているのかと、その点は把握されていますか。

○（建設）雪対策第 1 課長

冬期間の車両の通行は、その対象となった路線におきまして冬期間の車両の通行がないことを沿道にお住まいの方からお聞きしましたときに、車両を使用している方が冬期間、離れた場所に車を駐車しているなどのお話は聞いておりますが、特に市から沿道の方ター軒一軒について、冬期間、車両の保管状況については聞いておりません。

○川畑委員

それを全部聞くというのは大変な作業だというふうに思いますよ。それで、ただ冬期間なかなか車が通行できないかもしれないけれども、雪の量によってはぎりぎりまで車を使っている、そういう方もいらっしゃると思うのです。だから、それらの面で、選定された路線の住民の皆さんには除雪に対してどんな対策を今までやってきたのかと、それも含めて把握してもらいたいと思うのですが、その辺の把握については今後どういうふうなことを考えていますか。

○（建設）雪対策第 1 課長

これまでのこの対象となった路線についてということでございますと、まず昨年度においてはこの 11 カ所の路線については市では除雪作業は行っておりません。また、冬期間、車をぎりぎりまで使うのではないかと、今、委員からの御指摘でございますけれども、当然、車の使用があるのであれば、この施策を行いますと歩行空間は確保できますけれども、車道空間は、車両用の空間は確保できないということがございますので、実施する時期については一斉に実施するのではなく、各この 11 カ所全てをきちんと車両の通行がないということを確認した上で作業を実施するというようなことで配慮してまいりたいというふうに考えております。

○川畑委員

次に、観光に配慮した排雪について質問します。

観光に配慮した排雪として 240 万円、中央通、大通線、それから本通線、浅草線を挙げているわけですが、本会議の答弁では、1 回分の排雪経費を見込んでおりますが、排雪作業を実施する時期によっては必ずしも黒い雪山が残らないような状況になるのではありませんと、そのような答弁でした。私は、第 1 回定例会の予算特別委員会で中央通の黒い雪山を取り上げた趣旨を理解されていないのではないかと、このままでは観光に配慮した排雪とならないと思うのですけれども、その辺についてはどうですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

本施策につきましては、市内の主要な観光路線で観光客の皆様がお集まりいただきます中央通、大通線、本通線、

浅草線において、これまで行ってきました排雪に至る一連の手順とは別に、イベントなどの時期、当然、雪の降雪状況もございますけれども、それを見込んで1回分、普通の排雪予算とは別立てで1回分の排雪経費を見込んでいるものがございます。そのため、早い時期に排雪作業を行った場合は、状況にもよりますが、年度末に最後の黒い雪山をとる排雪はすることが困難になるという状況も想定されます。複数回の排雪を行うことにしますと、状況はよくなることは想定されますが、全市内の除排雪業務を限りある財源の中で実施しなければならないため、年度末に排雪をこの施策で実施することが必ずできるということはお約束できないものというふうに考えております。

○川畑委員

この2年くらいは、降雪、積雪量が少ない中でも経過してきているわけですが、昨年度は特に排雪について市民に我慢を前提にした答弁が進められてきたというふうに思っています。そんな中で、市民からの声が増大しています。例えば平成27年度と28年度を比べると、除雪依頼でもって27年度と28年度を比較すると1.7倍、排雪依頼では1.9倍、全体でも1.5倍になっているわけです。それで、市長が言うきめ細やかな除雪と大きな乖離があるというふうに私は受けとめているので、市長に見解を求めますけれども、市民要望に応えた姿勢に応じて直ちに除排雪の補正予算を計上すべきではないかと思うのですが、それについての見解を聞かせてください。

○市長

川畑委員がおっしゃる補正予算というのは、今補正予算ではなくてという。

(「そうです」と呼ぶ者あり)

その先ということですね。

やはり市といたしましては、今回出させていただいた予算において適切に執行していくところがまず重要ではないかなというふうに思っているところでございます。もちろん今後においてのその降雪状況がどのように変化をするかということも大変大きな、雪害になるような出来事もありますから、そのような場合においては現予算において執行できないということも起こり得ますので、その場合においては状況を御説明し、議員の皆様に対しても補正をとることはあり得るというふうには思っておりますが、しかしながら、基本的には現在出させていただいている今回の補正予算、これに伴って最後シーズンが終わるまで執行していきたい、そのように思っているところでございます。

○川畑委員

不用額として、例えば補正予算が使われなかった、残ったとした場合、その不用額を残せばいいわけであって、やはり早目早目に適切な時期に補正を組んでいかないと後手になってしまうので、その辺について十分配慮していただきたいと、そのことを最後に述べて終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

自民党に移します。

○横田委員

私の質問に入る前に、先ほど民進党、面野委員への答弁で、市長は、私は、毎年、協定書を作成するのは知らなかったのだ、認識がなかったのだと、初めて知ったのが5月何日だ、知らなかったので私には責任はないのではないかなというふうなふうに聞こえましたよ。知らなかったのだからいいではないかみたいな、胸を張って言っていましたよ。法の不知は違法性を阻却しないという言葉がありますよね。これは、法律を知らないからといって、道路交通法に例えましょうか、例えば交差点の中に駐車したとか交差点の手前に駐車する、これは駐車違反だとは知

らなかったと、だからごめんなさいねと言っているのと同じなのです。そんなことはないですよ、絶対に。市長、にやけてお笑いになっている場合でないですよ。先ほどそうやって言いませんでしたか。あれはやはり、私が何度も言うように、議会に対する真摯な対応とはかけ離れていますよ。ですから、そういったことも含めてこれからの答弁をお願いいたします。

◎法定協議会及びふれあいパスについて

まず、一般質問で政治姿勢云々ということでお聞きしましたが、具体的にきょうは法定協議会と、それからふれあいパスの件についてお伺いをいたします。

まず、法定協議会といいますが、この前は中央バスの社長がふれあいパスに触れたことを議会の答弁で言及していなかったと、いろいろなお話がありました。これは深くもう追及しませんけれども、もっと大事なものは、中央バスの社長が抗議していますよね、文書で、私が数えましたら 3 回やっています。

当職、社長がですね、確認した赤字覚悟の事業を事業者が無条件で受けなければ協議会を開催できないという趣旨のことを申し上げていないというふうに市長から回答をいただいたと、これは真偽に反すると。それから、これは 5 月 23 日付の文書では、赤字覚悟云々の発言を否定したことへの当職からの抗議に対する回答がないではないかと。それから、6 月 22 日の文書では発言そのものを否定されたと、2 回目も同じ内容であり全く論外な対応であると、ここまで言い切っています。

少し整理をしてお尋ねさせていただきますけれども、2 回目のトップ会談のときに、社長は、1 回目会ったとき以降、進展がないのでどうなっているのだと、早く進めていただきたいというようなお話をしたときに、市長が、私が聞いた話ですよ、市長が、お言葉ですがという前置きがあったかどうか知りませんが、一般質問で私が言ったようなことを、改めてもう一回言いませんか。協議会の場でどのように満足度を高めていくか、そして不採算部分が出てくるので、それに関して経営としてはやりたくない案件であっても中央バスに受け入れてもらえるのだろうか、そうした確認がとれてないので次の段階に進んでいけないというようなお話があった。

それで、このときに市長は、少し前置きしておきますけれども、私は 8 月 21 日に福祉部からいろいろな説明を受けて、22 日に社長にお会いしています、8 月 22 日、火曜日、木曜日、土曜日はこちらに来られているそうですから。そして、社長は、トップ会談のときの同席者のメモ、それからそのメモに基づいてつくった備忘録というのですか、議事録、それを見ながら私にいろいろ話をしてくれました。御案内かと思えますけれども、メモは裁判でも証拠能力はあるのですよね、手書きのメモでも。そういうものを前提にして話を伺ってきました。

そのときに、市長は、社長は随行と言っていましたけれども、相庭前建設部長、それから白畑次長でしょうか、どちらかに中央バスからは確認はとれているのですかと聞いたというのですよね。社長はもう何のことだかわからなくて、そんなことは初めて聞いたわけですから。

まず、私はきょうは、相庭前建設部長もお呼びしたかったのですが、総務課長にたしなめられまして呼ぶことができませんでした。実際に同席していました白畑次長にお聞きいたしますが、これは何か裏の部分の話だとか、どこかへんてこりんの話を本当かと聞く話ではなくて、たくさんの方がいる中でお話をしたことです。事実関係をお聞きしたいわけですね。白畑次長、どうでしょうか。今私が言ったようなことを市長が言い、そしてそういう中央バスから確認がとれたのかというようなことをどちらかに聞かれたのでしょうかね。お答えをお願いいたします。

○（建設）白畑次長

ことしの 1 月 19 日の会談時ということでございまして、今は所管ではございませんが、建設部次長ということで建設部におりますので、お答えさせていただきます。

当日、正直言いまして正確に日時間を覚えてないというところもございまして。

（「いや、それはいいです」と呼ぶ者あり）

ただ、市長から、不採算の部分があって中央バスが受け入れ云々という話は確かにありましたけれども、その後、市長がここに来ておられる事務方に確認したかというようなお話だったかと思うのですけれども、そこについては正確に覚えていなくて、正確にお答えすることができないという状況でございます。

○横田委員

それから、先ほどレクチャーがあったときには、当時、まちづくり推進課長も同席していました。ただ、担当は小南主幹だということで、聞いておいてくれますかというふうにお話をしたのですが、それについてはいかがですか。

○（建設）小南主幹

今、白畑次長からも話がありましたけれども、まちづくり推進課長に確認したところ、そのような問いかけについては覚えてないというような形で聞いております。

○横田委員

覚えてないですか。まあいいです。

少し生意気で青臭いことを言わせてもらえば、吏道という言葉がありますね。官吏の吏に道です。公務員としてあるべき道というのかな、皆さん方は当然、公務員ですからその吏道をしっかり守ってもらわなければならない。それから、議員の中にも元公務員の人もあります。うそを言っているなんてもちろん言っていませんよ。言ってないですけれども、大事なことです。記憶をしっかりと呼び戻してお話をさせていただきたいのです。

それから、白畑次長、その不採算部分の運用という話はあったと今言いましたね。市長はそんなことなかったと言っているのですよ。あったということでもよろしいわけですね。その確認がよくわからなかったということですが、要するに中央バス側はその問いかけが、その不採算部門を受け入れるということであればという問いかけが、市長はあったということですよ、それを確認できたかということをお聞かれたということですから。それから、問いかけに対しては返答がないのだから次に進めないというように言われたというふう聞いております。

もう一度、今度は違う切り口で聞いてみますが、相庭前建設部長と白畑次長に、中央バスの担当常務が先ほどの市長のお話を受けて質問をしています。これは、私、一般質問前のレクチャーのときにもしっかりお二方にヒアリングしてくれと言ったのですけれども、これはどなたが作業されたのですか。お二人に聞かれたのはどなたですか。

○（建設）小南主幹

相庭前建設部長と白畑次長には、私と安田次長で内容について確認しに伺いました。

○横田委員

どういうふうにお聞かれて、お二方はどう答えたのですか。

○（建設）小南主幹

質問の中で、面談の中で、中央バスの常務から相庭前建設部長と白畑次長に対して経営としてやりたくない案件に対して質問が投げかけられたということで、お二人とも市長と同じ認識なのか、我々に問いかけがあったのか、問いかけに対する返答がないので協議会ができないのか、協議会ができないのは中央バスの責任なのかと質問が投げかけられたということで中央バスからお話がありましたけれども、そういう話がありましたかということでお聞きいたしました。

（「どう答えたの、お二人は」と呼ぶ者あり）

その中で、向こうの常務から、お二人とも市長と同じ認識なのか……

（「いやいや、違う」と呼ぶ者あり）

認識なのか、それと我々に問いかけがあったのかという部分については話がありまして、そのときにはこちらでお答えしていないというようなことで聞いております。

（「お答えしていない」と呼ぶ者あり）

○委員長

どういうふうに答えたか。ヒアリングしたときですね。

(「そうです」と呼ぶ者あり)

○横田委員

今、4点ぐらい列挙したのは、私が質問、そういうふうにしたことを言ったのですよね。そうですね。私が聞きたいのは、常務からこういう質問があったときにお二人はどう答えたのですかと聞いているのですよ。

○(建設)小南主幹

先ほどの二人も市長と同じ認識なのか、我々に問いかけがあったのかということで質問があったということでは認識していますが、そこでは返答はしていないということで聞いております。

○横田委員

よくわからないのだけれども、要するに答えられなかったのですよ、中央バスに投げかけをしていないわけだから。違いますか。

○(建設)小南主幹

市からは返答はしなかったという、返事はできなかったということです。二人とも答えてない。

○横田委員

どうしてこういう質問をしているかということは多分わかると思うのですけれども、前段に市長から不採算部分を受け入れてくれるのかと、そういう確認がとれていないので次に進めないといった話があったので、常務は、何を言っているのだということではないかもしれないですけれども、少し待ってください、その相庭前建設部長も白畑次長も市長と同じ認識なのですか、それから、我々中央バス側にそういうことを受け入れてくれるのですかという問いかけはあったのか、それから問いかけに対する返答がない、だから協議会ができないのですか、協議会ができないのは中央バスの責任なのかというふうに聞いておられます。こういうふうに聞くということは、その前段のお話がなければできないですね、不可能ですよ、質問が。ですから、先ほど白畑次長もおっしゃったようだけれども、不採算部門を受け入れるのかという発言は市長からあったというふうに考えるのが通常の考えだと思いますが、これは市長から御答弁をいただきたいと思います。あったのですね、そういう。

○市長

今聞かれていることに対してのお答えになるかわからないですが、本答弁、議会の場でもお話ししましたがけれども、私自身、会談においての趣旨においては、協議会の設置の目的が単に赤字補填ではなくて……

(「それはわかりました、答弁いただいていますので。そうではなくて、私が聞いているのは」と呼ぶ者あり)

ですからそのような、今、先ほど、これから答弁しようとした、本答弁でお話しさせていただいたことを趣旨としてお話をしたのであって、横田委員がおっしゃったような言葉は私自身がお話したというふうには思っておりません。

(「したか、しないかだよ」と呼ぶ者あり)

○横田委員

そうしたら、中央バスの社長は市長が言ってもいないことに対して抗議しているのですか。先ほども言いましたように、同席者はメモしていますよ。市長サイドはメモしているのですか。そんな言ってもいないことを、なぜ文書で2回も3回も抗議するのですか、そんなことはあり得ないではないですか。

白畑次長に再確認をいたします。先ほど言ったような、経営として成り立たない部分でも受け入れてもらわなければならないと、その確認がとれていないとまでは言っていなかったけれども、今、私が言った前段について市長は社長におっしゃったのですね。事実関係だけでいいですから教えてください。

○委員長

いかがですか。今、白畑次長にお名前が行きましたけれども。

○（建設）白畑次長

私どもは正確なメモ等がとれていませんので、一字一句というのは……

（「そんなこと言わないです」と呼ぶ者あり）

ええ。ただ、趣旨としては、当時、議論しておりましたのは、黒字と赤字がある中で黒字だけやって赤字を埋めるというようなことではなくて、全体のトータルとして中央バスに担っていただきたいということは常に議論もしておりましたし、このときにはそういう趣旨の話をしたというふうには認識しております。

（「何かよくわからないな」と呼ぶ者あり）

○横田委員

何度も言うようですがけれども、北海道を代表する企業の社長ですよ、そしてしかも同席者もいる、こちらにもいたけれどもね、その方々が市長が言ってもいないことをこうやって言っただろうと言いますか。

（「言わないです」と呼ぶ者あり）

あり得ませんよね。ただ、いや、言ったのなら言ったでいいではないですか。もし言ったのであれば、そういうことについては申し上げておりませんではなく間違っただと。いや、市長、聞いているの。大丈夫ですか。言ったのなら、そういう趣旨のことを言いましたと、ただ文書で回答したときには、取り違えたのか何かよくわからないけれども、申し上げておりませんでしたと回答してしまいましたと、それは誤りでしたと、そういうふうには訂正されたほうがよろしいのではないですか。

これは中継していますから、中央バスの方もみんな見えていますよ。そして、これから、きのうの話ではないけれども、信頼回復のためにお会いしてお話をするということでしょう。このままでお会いできると思いますか。副市長は、いや、間違いなくお会いしていただけると言いますと言いましたけれども、それは極めて甘い認識ですよ。

もう一度言いますが、市長は文書で抗議されているようなこと、それから私が担当者のメモからお伺いしていた先ほどの言動、これについて言っておりますよね。これは状況から、先ほどから何度も言っていますけれども、言ってもいないことを社長が言うわけもないし、それからメモ等にも書かれているし、それから同席者の次長のお答えがよくわからなかったですけれども、それらしいことも言っておられます。これについて、今私が言ったように言ったなら言ったと、しかし間違っただとということではっきりとしないと今後の交渉なんか一つもできませんよ。お答えください。

○市長

訂正をするつもりはありません。私自身、発言していないことを発言したと言うことのほうがやはりそれについては誠意がないというふうに思っておりますので、私自身は現状において、その横田委員が御指摘のようなことにおいての訂正をするつもりはありません。

今改めて、私は横田委員がその場にいなかったのをそれを推測の中でそのように御指摘されておりますけれども……

（「推測でないです」と呼ぶ者あり）

私といたしましては、今改めて思えば、そのときのメモ、こちらメモ自体はとっていて、ただその一字一句までは残念ながら至っておりませんが……

（「そんなこと言ってないよ」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

そのメモをお互いにそのときに、向こうで何を言った、こちらは何を言った、そのメモのすり合わせも含めて行っておけばよかったということにおいては思うことはありますけれども、私自身がお話……

(「記者会見で読んだっていうのを読まないって言ったりよ」と呼ぶ者あり)

(「あんたの記憶なんて信用できないよ」と呼ぶ者あり)

○委員長

続けてください。

○市長

よろしいですか。

(「信用ゼロ」と呼ぶ者あり)

私自身のそのお話しさせていただいたことにおいて相手側が受けとめ違いがあったということは今までもいろいろお話がある中で認識をしているところではありますけれども……

(「相手が受けとめ違い」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○委員長

静かに。答弁している間は静かにして聞いてください。

○市長

ですけれども、私自身は、お話しした中で横田委員が言うような表現は私はしておりませんので、ですから訂正ということを考えていることはありません。

(「ふざけんじゃないよ」と呼ぶ者あり)

○横田委員

もう一度聞きますよ。くどいようですけれども。2回目の会談で牧野社長が、協議会が立ち上がってないことについて問題だと、早く何でやっていただけないのかというようなお話をした後に、お言葉ですがという前置きをしたというふうに聞いていますけれども、協議会の場でどのように満足度を高めていくか、そして不採算部分が出てくるので、それに関して経営としてはやりたくない案件であっても中央バスに受け入れてもらえるのかと、言っていないのですね、これ、そうしたら。

(「人なめるのもいいかげんにしろよ」と呼ぶ者あり)

○市長

何度も繰り返して恐縮ですけれども、そのような表現をしておりません。本答弁でもお話ししましたけれども、協議会の設置においては、目的が単に赤字補填だけではなくて、人口減少の中で利用者増を図るために利用者等のニーズに対応することが重要であること、そして、市内のバス路線については、黒字と赤字の路線がある中で国等の支援を活用しながら中央バスが中心に担っていただきたい、そういう意図のことをお伝えしたというところでございます。

(「市長、それは答弁で聞いていますから」と呼ぶ者あり)

(「いらない」と呼ぶ者あり)

○横田委員

今のその答弁は、これ答弁いただいていますからそういうこともおっしゃったのでしょうか、多分。私が聞いているのは、私が今言ったように、不採算部分について中央バスとして受けとめてくれるのかと、受けとめられるのかと、そういうことを言ったのか言わないのかを聞いているのですよ。もう一度お答えください。

○委員長

市長、いかがですか。

(発言する者あり)

(「こんなこと許されないよ」と呼ぶ者あり)

(「言ったか言わないかで答えればいいでしょ」と呼ぶ者あり)

(「こんなこと今まで何回やった」と呼ぶ者あり)

静かにしてください。

不採算部門を受け入れてもらえるかどうか、言ったか言わないかという点について聞いていますので。

○市長

やはりそのような表現は私は言ってはおりません。

○横田委員

先ほどから繰り返しばかりになってしまうけれども、そうしたら言ってもいけないことを抗議してきたのだね。そして、同席者のメモはでたらめだということですか。言っていないことを書いたの、メモに。先ほど言ったように、裁判でも証拠になることもあるのですよ。こちらメモをとっているのですか、そうしたら。何か本会議場ではメモはないけれどもと言っていましたよね。このことかどうかは別にしても。メモやその備忘録等に基づいて言っていることと、片やメモもない記憶だけで言っていることと、これ対抗できますか。

先ほど吏道の話をしましたけれども、昔「官僚たちの夏」という、演説になってしまうけれども、城山三郎の小説がありました。当時の通商産業省の役人がいろいろ通商産業大臣から無理難題を吹かけられたときに、我々は大臣に雇われているのではないのだと、国家に雇われているのだと。これは小説ですから少々きれいごとかもしれませんが、皆さん方は市長に雇われているのではなくて地方公共団体たる小樽市に雇われているのですよ。それを、こんな大事なことを記憶がないとか言っていないとか、確たる対抗手段もないのにそうやっておっしゃっている。これは、もう信頼関係とか、それから信義に反するとかというそういうレベルではないのですね。

8月22日に社長とお会いしたときの最後に、社長は「信用できない人とまともな話はしたくない」と言いましたよ。これははっきり言いましたよ、私に。きのうも、ふれあいパスの言及の話、佐々木委員の話の中で「もう言ったということになったから早く謝りに行きなさい」と言ったら、「しかるべきときに」なんて言った。それから、8月29日でしたか、アポをとったけれども応えてもらえなかった、その後何もしていない。そうではないのですか。会ってくれなかったら中央バスの前で社長を待ってればいいではないですか。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

1回断られる、2回断られるかもしれない。きちんと行って、1回目のときにふれあいパスの話はありましたねと、大変申しわけなかったですね、言わなければだめではないの。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

アポをとって行って、やあやあという話ではないでしょう。まあ、これは少し質問から外れますけれども。

少し話し過ぎましたが、きょう私が言ったことは、中央バスの社長を初め皆さんも当然見ていると思いますし、かたくなに市長が言っていないということも聞いていると思いますよ。そんなことでいいのですか。小樽市民の足を守ってくれている企業の社長に、そんなことを申し上げていませんと、そして抗議を受けてそれに対して何の手も打っていないと。

(「できないならやめろって話だ」と呼ぶ者あり)

それは、きょう市民の皆さん見ていると思いますけれども、少し違うのではないかなという気もします。

この後でまた質問の機会もあるかもしれませんが、あるいは厚生常任委員会もありますので、私の質問はここで終わらせていただきます。

(「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○委員長

齊藤委員。

○齊藤委員

今の森井市長の横田委員の質問に対する答弁ですが、平成 29 年第 2 回定例会本会議の中で、市長の答弁ですよ、「状況によっては路線そのものが赤字になり得ることがあるかもしれませんが、中央バスにそういう場면을担っていただく可能性はあり得るというお話をさせていただいた……

(「言ってるじゃない、そしたら」と呼ぶ者あり)

ことであって、先ほどのような中央バスのお考えのもとでお話をしたわけではないということで御理解をいただければと思います」、要するに、中央バスにそういう場면을担っていただく可能性はあり得るというお話をさせていただいたと自分で市長は言っているのですよ。これは今の、市長がそういう表現はしてないとかと答弁されていましたが、それと全くそごを来す答弁だと思いますので、精査を求めます。

○委員長

今の議事進行についてですけれども、先ほど来、横田委員と市長のやりとりを聞いていますと、かみ合わない部分もたくさんありました。

(「休憩をとって精査願います」と呼ぶ者あり)

それでは、齊藤委員の議事進行を受けて、精査のため若干休憩いたします。

休憩 午後 4 時 58 分

再開 午後 5 時 59 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

齊藤委員の議事進行を受けまして精査をするために休憩いたしました。本日はもう時間も遅いので、あす以降の質疑とします。

本日はこれをもって散会いたします。